三重県耐震改修促進計画

平成 19 年 3 月

三 重 県

【目次】

1		14 OWIC	
	1	耐震化の必要性と三重県耐震改修促進計画の策定	1
	2	耐震改修促進計画の位置づけ	2
	3	耐震改修促進計画の目的等	3
Ш		建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	
	1	想定される地震の規模と被害の状況	5
	2	耐震化の現状	10
	3	耐震改修等の目標	13
	4	公共が所有する建築物の耐震改修等の目標	18
	5	耐震診断結果等の公表	21
Ш		建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
	1	耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針	22
	2	耐震診断・耐震改修の促進のための支援策	23
	3	安心して耐震改修をおこなうことができる環境の整備	29
	4	地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業	30
	5	密集市街地における耐震化の促進	32
	6	地震時に通行を確保すべき道路の指定	34
	7	特定優良賃貸住宅等の活用	35
	8	独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修	36
I۷	/	建築物の地震に対する安全性の向上に関する普及啓発方策	
	1	地震防災マップ作成・公表	37
	2	相談体制の整備及び情報提供の充実	38
	3	パンフレット等の活用、講習会の開催	39
	4	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	40
	5	町内会等との連携	41
٧		耐震診断・耐震改修の指導等	
	1	耐震改修促進法・建築基準法に基づ〈指導等の実施	42
	2	所管行政庁との連携	47
٧	l	その他耐震改修等の促進に関し必要な事項	
	1	市町が定める耐震改修促進計画の策定	48
	2	関係団体によるNPO等の設置と事業概要	51
٧	II	耐震改修の促進に向けて	53
<	参	考資料 >	
	1	所有者別三重県内の特定建築物の現状	
	2	特定建築物の耐震化の優先順位の分類	
	3	市町が定める避難路等の設定の考え方の参考資料	
	4	三重県内のエレベーターの設置年度の状況	
	5	三重県内の建築年次区分による在来家屋数(平成18年1月1日現在)	
	6	関係法今	67

Ⅰ はじめに

1 耐震化の必要性と三重県耐震改修促進計画の策定

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、約6,400人を超える犠牲者を出し、そのうち約8割の人が住宅の倒壊等による圧死でした。その被害は、特に新耐震基準以前(昭和56年5月以前)の建築物に集中し、それらの建築物が集積しているような地域では、道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

また、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生の切迫性も指摘されており、そのような大規模な地震が発生すると、その被害も甚大なものと想定されています。三重県も、桑名市等の北部と熊野市等の南部のあわせて 10 市町が、東海地震に係る地震防災対策強化地域に、また、県内の全市町が東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域に指定されており、大規模な地震の危険性が高い地域といえます。

自然災害である大規模地震は、その発生を阻止することはできません。しかし、大地震から生命や財産を守るための施策を講じ、実施していくことで、その被害を最小限に抑えることは可能です。大規模地震の人的被害・建築物等の経済的被害については、住宅や建築物が壊れることにより被害が大きくなることが、これまでの地震の経験からわかっています。そのため、住宅や建築物の耐震化を進め、壊れにくくすることが、多くの生命や財産を守るために有効かつ効率的な方法であるといえます。

国においても、「東海地震、東南海・南海地震に関する地震防災戦略(平成 17 年 3 月)」では、10 年後に死者数及び経済被害額を現在の被害想定から半減させるという目標の達成のためには、住宅や建築物の耐震改修が最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきとされました。また、中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針(平成 17 年 9 月)」に、住宅や建築物の耐震化が全国的に取組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」と位置づけられました。

このような背景のもと、建築物に対する指導の強化や耐震改修に係る支援策の拡充を図り、住宅や建築物の計画的かつ緊急な耐震化を推進するため、平成17年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下、「耐震改修促進法」という。)」が改正され、それぞれの公共団体において、住宅・建築物の計画的な耐震改修が実施されるよう、「耐震改修促進計画」を策定することとなっています。

三重県においても、「三重地震対策アクションプログラム」や「三重県木造住宅耐震化促進計画」を 策定し、住宅や建築物の耐震化を進めてきました。しかし、大規模な地震はいつ発生するかわかりませ ん。そのため、住宅や建築物の耐震化をこれまで以上の迅速さで促進し、県民のみなさんの生命や財産 を守るため、具体的な耐震化の目標及び目標達成のために必要な施策を定めた「三重県耐震改修促進計 画(以下、「本計画」という。)」を策定します。

本計画は、「県民しあわせプラン・第2次戦略計画(仮称)」「三重県都市マスタープラン」「三重 県住生活基本計画」「三重県地域防災計画」及び「第2次三重地震対策アクションプログラム」を上位 計画とし、「三重県地震対策推進条例」を関連法令として、耐震改修促進法に基づき、三重県における 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定するものです。

図 - 1 三重県耐震改修促進計画の位置づけ



三重県地域防災計画

地震対策編 第2章第14節 建築物等災害予防計画 防災上重要な公共施設の耐震性を強化する。 多数の住民が集合するような建築物については、県 有施設と同様に、耐震性の確保を図るよう指導する。

県民しあわせプラン・第2次戦略計画(仮称) 施策 311 防災対策の推進

県民の皆さんや市町、防災関係機関とともに、発生が 危惧されている大規模地震への対策については、「防災 風土の醸成」、「被害の軽減(減災)」、「応急体制の 確立」を柱とする「第2次三重地震対策アクションプロ グラム」に基づき、「自助」「共助」「公助」による総 合的な地震対策に取り組みます。

施策 542 快適で安心なすまいづくり

自治会や学校等への働きかけなどにより、住宅や建築 物の安全性や大切に使うという機運を地域全体に醸成 し、耐震診断や耐震補強制度を普及して、地震に対して 安全安心な住宅・建築物を増加させます。

三重県地震対策 推進条例

第 11 条

防災上重要な建 築物等の安全性 の確保

第12条

既存建築物等の安 全性の確保

第 13 条

落下危険物等の安 全性の確保

第 16 条

危険物取扱施設等 の安全性の確保

第 32 条

緊急輸送道路の指 定等

第2次三重地震対策 アクションプログラム

施策項目 9

個人住宅の耐震化 施策項目 10

県・市町有施設の耐 震化

施策項目 11

医療施設・社会福祉 施設の耐震化

施策項目 12

学校施設の耐震化

施策項目 13

民間施設等の耐震化

施策項目 14

地震に強いまちづく りの推進

三重県

都市マスタープラン 3 都市づくりの方向

(安全で快適な生活環 境の創造)

東海地震、東南海・南 海地震等の地震や台 風・集中豪雨等による被 害を防止(軽減)し、県 民が安心して快適に住 み続けられる都市をめ ざし、安全で快適な生活 環境の創造を進めます。

三重県 住生活基本計画

基本方針1

良質な住宅ストックの 形成及び将来世代へ の承継

住まいの安全性の 確保

基本方針2

良好な居住環境の形

安心して暮らせる 地域社会の形成

E重県耐震改修促進計画

- ・住宅、建築物の耐震化の目標設定
- ・耐震化の促進を図るための施策
- ・地震に対するの安全性向上に関する普及啓発
- ・耐震化のための指導等

三重県木造住宅耐震化促進計画

(平成16年2月策定)

見直して包含する。







市町耐震改修促進計画の策定

1. 耐震改修促進計画の目的

本計画の目的は、住宅・建築物の耐震化の目標を定め、それに取り組むことにより、県内における地震による住宅・建築物の被害を軽減し、県民のみなさんの生命や財産を守るために策定するものです。

国の中央防災会議において、大規模地震に対して今後 10 年間で死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるため、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の 75%から 90%に引き上げる目標数値が設定されています。また、「第2次三重地震対策アクションプログラム」の三重の減災計画で、平成 26 年度までに死者数と経済的被害を半減させる目標を掲げています。

国が示す減災目標や「第2次三重地震アクションプログラム」の目標の実現に向けて計画的な耐震化を促進するため、「耐震改修促進法」に基づき、国の基本方針や、三重県において想定される地震の規模・被害状況や、耐震化の現状及び関連計画で定められている目標を勘案し、具体的な目標を設定し住宅・建築物の耐震化を促進するための計画を策定します。

2. 耐震改修促進計画の計画期間

本計画の計画期間は、平成27年度末までとし、住宅・建築物の耐震化の取組みを行います。

また、耐震化の実施状況や社会情勢を勘案し、原則として5年ごとに計画内容を検証するとともに、必要に応じて適宜、計画の内容や目標を見直します。

3. 耐震改修促進計画において対象とする建築物

県民のみなさんの生命・財産を守るためには、全ての住宅・建築物について、地震に対する安全性を 確保する必要があります。

本計画では、特に耐震化を促進することが必要である建築物として、次の建築物のうち、建築基準法の耐震関係規定に適合していないもの(耐震強度が不足している建築物、ただし違反建築物を除く)を対象に、耐震化を促進していきます。

(1) 住宅

県民のみなさんの生命・財産を守り、地震災害に起因する被害の軽減という視点から最も重要な施設 として住宅の耐震化について、積極的に促進していきます。

(2) 特定建築物

耐震改修促進法第6条に規定する次の建築物(以下、「特定建築物」という。)について耐震化を促進します。

多数の者が利用する建築物で政令で定める規模以上のもの 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 本計画において地震発生時に通行を確保すべき道路として指定する沿道の建築物のうち、政令で 定める規模以上のもの

(3) 公共建築物

公共建築物については、災害時の活動拠点や避難場所等として重要な建築物となることから、特定建築物に該当しない規模の建築物についても、県及び市町有建築物の用途及び罹災時の役割を勘案して、対象とする規模を定め、耐震化を積極的に推進していきます。

II 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模と被害の状況

1. 三重県において発生が予想される地震とその規模

三重県では、南海トラフを震源として約 100~150 年の間隔で繰り返し発生してきた東海地震、東南海・南海地震により、大きな被害を受けてきました。直近の東南海・南海地震の発生から、約 60 年が経過し、また、東海地震についても、最後の発生から約 150 年が経過しています。

つまり、これまでの発生間隔から推測すると、東海地震はいつ発生してもおかしくない状況、東南海地震の発生確率は60~70%、南海地震は50%程度であると言われています。そのような中、平成14年度に4市13町1村(平成18年12月現在合併により6市4町)が東海地震の「地震防災対策強化地域」に指定され、平成15年度には県内全市町村が東南海・南海地震に係る「地震防災対策推進地域」に指定されました。

このような状況を受け、三重県では、平成 16 年度に「三重県地域防災計画被害想定調査報告書(以下、「被害想定報告書」という。)」が策定され、三重県において発生が予想される地震による被害について想定調査が行われました。

「被害想定報告書」の中で、三重県において大きな影響を及ぼす地震として、プレート境界型地震である東海地震、東南海・南海地震と、養老 桑名 四日市断層帯、養老 桑名断層帯、頓宮断層、布引山地東縁断層帯(西部)及び布引山地東縁断層帯(東部)を震源とする内陸直下型地震が想定されています。

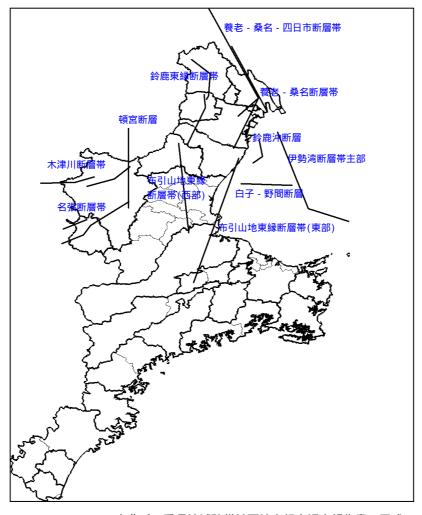
具体的な地震の規模は、表 - 1のとおりで、M7.3から M8.7と想定されており、震度分布についても、 東海・東南海・南海地震の場合、志摩半島から紀伊半島の沿岸にかけて、震度 6 強から 7、その他の県 内においても震度 5 強以上と予測されています。

また、平成 18 年 12 月 7 日には、中央防災会議の「東南海・南海地震等に関する専門調査会」から、「中部圏・近畿圏の内陸地震の震度分布について」が公表され、養老 桑名 四日市断層帯・布引山地東縁断層帯東部の地震について、三重県内において震度 6 強から 7 の地震が発生するとする予測がされました。

表 - 1 三重県において想定される大規模地震の規模

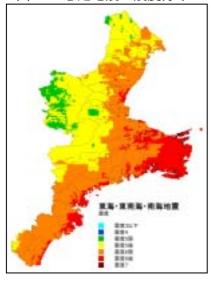
地震名称	地震の規模
東海・東南海・南海地震	M8.7
東海地震	M8.0
東南海地震	M8.1
南海地震	M8.4
養老 桑名 四日市断層帯地震	M7.8
養老 桑名断層帯地震	M7.4
鈴鹿東縁断層帯地震	M7.5
伊勢湾断層帯(伊勢湾断層帯主部)地震	M7.5
伊勢湾断層帯(白子 - 野間断層)地震	M7.0
伊勢湾断層帯(鈴鹿沖断層)地震	M6.7
布引山地東縁断層帯(西部)地震	M7.4
布引山地東縁断層帯(東部)地震	M7.6
頓宮断層地震	M7.3
木津川断層帯地震	M7.3
名張断層帯地震	M7.3

図 2 想定する内陸活断層

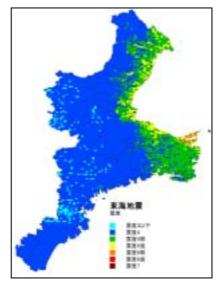


出典:「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」(平成 18 年 3 月)

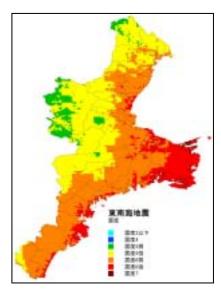
図 3 想定地震の震度分布



東海·東南海·南海地震



東海地震



東南海地震



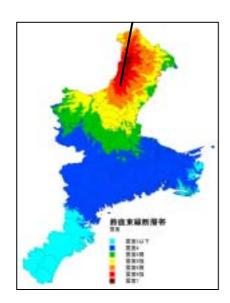
南海地震



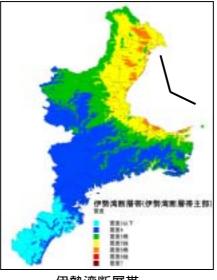
養老



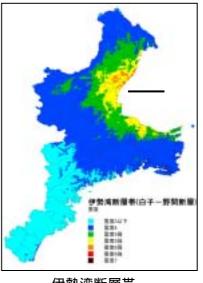
桑名 - 四日市断層帯地震 養老



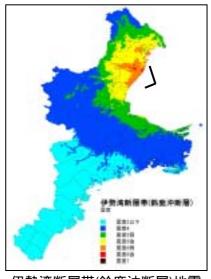
鈴鹿東縁断層帯地震



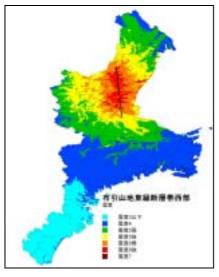
伊勢湾断層帯 (伊勢湾断層帯主部)地震



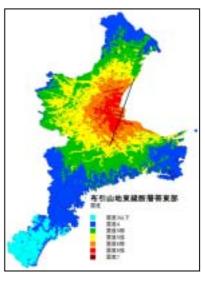
伊勢湾断層帯 (白子 - 野間断層)地震



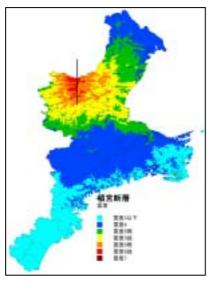
伊勢湾断層帯(鈴鹿沖断層)地震



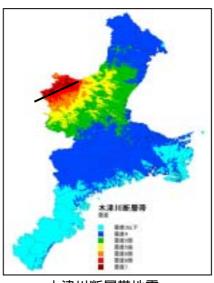
布引山地東緣断層帯西部地震



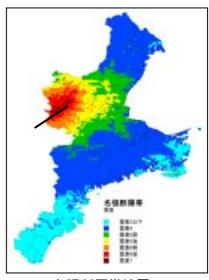
布引山地東縁断層帯東部地震



頓宮断層地震



木津川断層帯地震



名張断層帯地震

出典:「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」(平成 18 年 3 月)

2. 東海・東南海・南海地震による被害の想定

三重県において発生が想定されている地震の内、最も被害が大きいと考えられる東海・東南海・南海地震による被害想定は、人的被害として被害の大きいと予想される冬の午前5時の場合の揺れによる死者が約1,600人以上と想定されており、建物被害は、全壊・焼失が約8万棟と甚大な被害が想定されています。

特に、人的被害は建物の被害によるものであることから、これらの被害を軽減するため、住宅・建築物の耐震化が重要です。

表 - 2 東海・東南海・南海地震の揺れによる人的被害

(人)

					死者数	死者数 負傷者数		避難者数
冬	の		5	時	1,687	11,678	1,423,114	43,317
冬	の	1	8	時	1,000	6,450	1,427,035	62,227
春	夏	秋	の	昼	649	4,359	1,425,138	53,545

出典:「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」(平成 17 年 3 月)

表 - 3 東海・東南海・南海地震の揺れによる建物被害

(棟数:棟、件数:件)

揺	れ	火災(冬	18時)	液状化	斜面	崩壊 合計		計
全壊棟数	半壊棟数	出火件数	焼失棟数	全壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊・ 焼失棟数	半壊棟数
39,008	84,303	359	26,930	10,791	3,421	7,974	80,150	92,277

出典:「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」(平成 17 年 3 月)

2 耐震化の現状

1. 住宅の耐震化の状況

三重県の木造住宅の状況は、平成 15 年の住宅・土地統計調査によると大地震で倒壊のおそれが高いといわれる昭和 55 年以前(昭和 56 年の建築基準法改正以前)の木造住宅が 221,600 戸となっているほか、木造以外の住宅については 37,900 戸となっています。

そのうち、耐震性がないものは、木造住宅については 190,410 戸、木造以外の住宅は 8,690 戸となっており、あわせて 199,100 戸となり住宅総数 (629,200 戸) の 3 割以上を占めています。

また、平成 17 年時点において、住宅総数約 641,000 戸の内、耐震性があると判断される住宅は約 461,000 戸あり、その割合は約 72%となっています。

しかし、耐震性のないと推測される住宅が約 28%となっていることから、これらの住宅の耐震性を確保するために耐震化の促進を図ることが重要です。

表 - 4 三重県における住宅耐震化の状況推計値

単位 上段:戸

三重県にお	ける住宅	戸数推計値	平成 15 年	平成 17 年
		木造住宅(*1)	190,410	171,511
	耐震性	木造以外の住宅(*2)	8,690	7,809
昭和55年	なし	計	199,100	179,320
以前建築		司	(31.6%)	(28.0%)
以別廷米		木造住宅(*1)	31,190	31,324
	耐震性 あり	木造以外の住宅(*2)	29,210	28,656
		合計・・・	60,400	59,980
昭和 56 年	以降建築	• • • • •	369,700	401,722
耐震性のある	耐震性のある住宅戸数(+)		430,100	461,702
(i	(耐震化率)		(68.4%)	(72.0%)
	住宅総数		629,200	641,022

^(*1)木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅であり平成 15 年時点で 221,600 戸となっています。

^(*2)木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

2. 特定建築物の耐震化の状況

三重県内の特定建築物のうち、耐震改修促進法第6条第1号の特定建築物は6,094棟あり、その内昭和56年以降の建築物が3,500棟、昭和55年以前の建築物は2,594棟となっており、昭和55年以前の建築物の割合は42.5%となっています。

表 - 5 三重県内の耐震改修促進法第6条第1号に該当する特定建築物

単位:棟

			特定建	築物計	
	用途 1		昭和 56 年	昭和 55	年以前建築
			以降建築		うち指示対象 2
	幼稚園	75	41	34	20
	保育所	71	39	32	16
	小学校等	909	352	557	415
	入所施設	159	137	22	8
	福祉施設	77	56	21	6
	体育館	92	55	37	21
	学校(幼稚園・小学校を除く)	475	221	254	-
	医療施設	192	117	75	39
	集会施設	105	56	49	29
	物販店舗	187	106	81	42
耐震改修	ホテル、旅館	433	218	215	118
促進法第 6条第1号	博物館、美術館、図書館	17	12	5	4
0 赤第 1 写	遊技場	45	30	15	5
	公衆浴場	3	3	0	0
	飲食・風俗	38	17	21	8
	サービス業用店舗	31	14	17	3
	停車場等	5	3	2	1
	自動車車庫	35	26	9	7
	公益施設	157	82	75	39
	事務所	492	301	191	-
	運動施設	31	22	9	7
	賃貸住宅等	1,880	1,188	692	-
	工場	585	404	181	-
	合 計	6,094	3,500	2,594	788

¹ 用途の詳細な内容は、P43の表 - 27を参照。

² 指示対象建築物とは、特定建築物のうち、一定規模以上の建築物で、用途毎にその規模が定められています。 詳細な規模内容は、P43の表 - 27 参照

上記の特定建築物のうち、昭和 56 年以降の建築物と、昭和 55 年以前で耐震性があると確認されている建築物を合わせた、耐震性のある特定建築物の割合は約 70%となっています。

表 - 6 三重県内の耐震改修促進法第 6条第 1号に該当する特定建築物の耐震化の状況

単位:棟

区分		特定建築物計				
	区刀		県有建築物	市町有建築物	民間建築物	
昭和 56 年以降建築		3,500	309	659	2,532	
昭和:	55 年以前建築	2,594	301	836	1,457	
	耐震性あり	762	235	527	-	
	耐震性なし	1,832	66	309	1,457	
合	計 = +	6,094	610	1,495	3,989	
耐震化	化率(+)/	69.9%	89.2%	79.3%	63.5%	

昭和55年以前の耐震性の有無については、民間建築物のほとんどは耐震診断が行われていないことから、耐震性が無いものとし、公共建築物は耐震診断結果を確認し、耐震性のあることが確認された建築物の数を集計しています。

耐震改修促進法第6条第2号の特定建築物のうち、昭和55年以前の建築物は、662棟あります。

表 - 7 三重県内の耐震改修促進法第6条第2号に該当する特定建築物数

単位:棟

		特定建築物計				
	用途		昭和 56 年	昭和 55 年	以前建築	
			以降建築		うち指示対象	
耐震改修促進法第6条第2号	危険物貯蔵・処理施設	1,439	777	662	259	

1 . 住宅の耐震化の目標

住宅の耐震化の目標は、平成27年度末までに90%とします。

国では、住宅・土地統計調査の平成 15 年推計値として住宅の耐震化率を 75%とし、平成 27 年の目標 値を90%としています。

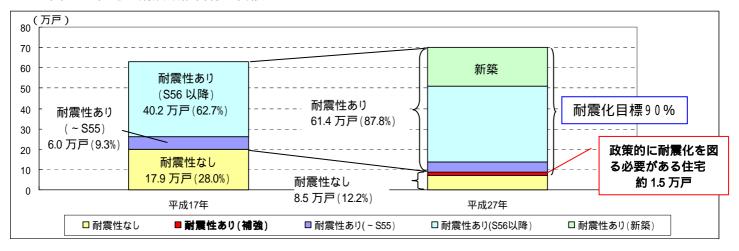
三重県においては、住宅の耐震化率の平成 15 年推計値は 68.4%であり、平成 17 年では 72.0%となっ ています。この推計に基づき、平成 27 年度末時点の状況を推計すると、耐震性のある住宅は 614,802 戸 で、耐震化率は 87.8%となります。この結果から、平成 27 年度末における耐震化率を 90%にするため には、耐震性のある住宅戸数を 629,702 戸にする必要があります。そのため、約 14,900 戸の住宅につい て、政策的に耐震化を図ります。

表 - 8 三重	望県における住宅の耐震化の目標	
三重県にお	ける住宅戸数推計値	

三重県に	三重県における住宅戸数推計値			平成 17 年	平成 27 年	備考
		木造住宅(*1)	190,410	171,511	81,621	
07110 66	耐震性	木造以外の住宅(*2)	8,690	7,809	3,599	
昭和 55	なし	- +	199,100	179,320	85,220	70,320
年以前		計	(31.6%)	(28.0%)	(12.2%)	(10.0%)
建築	耐震性	木造住宅(*1)	31,190	31,324	27,389	
72714		木造以外の住宅(*2)	29,210	28,656	25,691	
	あり	合計・・・	60,400	59,980	53,080	
昭和 56 年	以降建築		369,700	401,722	561,722	
耐震性のある住宅戸数(+)		430,100	461,702	614,802	629,702	
((耐震化率)			(72.0%)	(87.8%)	(90.0%)
住宅総数			629,200	641,022	700,022	

^(*1)木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅であり平成15年時点で221,600戸となっています。

図 - 4 住宅の耐震改修目標の内訳



^(*2)木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

⁽注)平成 15 年は、平成 15 年の住宅土地統計調査(平成 15 年版)による戸数で、平成 17 年,平成 27 年は推計値

⁽注)備考欄は、耐震化率の目標値を90%とした場合の戸数

(1) 耐震診断支援の取組目標

平成 17 年度末に行った「木造住宅の耐震化実態調査」によると、耐震診断を受けた方のうち、46.4%が耐震改修や建替えを行っていることが解りました。

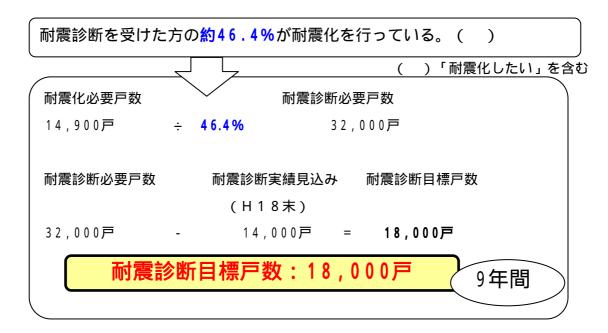
表 - 9 木造住宅の耐震化実態調査結果

Q耐震診断結果を踏まえての対策は?		回答率		
	耐震改修をしたい、行った。	37.1%	46.4%	
	建替え、転居をしたい、行った。	9.3%	40.4%	
Α	家具転倒防止をしたい、行った。		37.5%	
	日曜大工程度の改修をしたい、行った。		8.5%	
	特に何もしない。		7.5%	

このことから、3万2千戸の耐震診断を行った場合、約14,900戸が耐震改修や建替え等のアクションを起こすと推定されます。

平成 18 年度までに約 1 万 4 千戸の耐震診断の実施が見込まれるため、平成 19 年度より平成 27 年度 (9 年間)で 1 万 8 千戸の耐震診断を実施する目標とします。

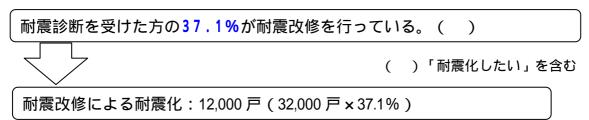
図-5 耐震診断実施目標



(2) 耐震改修の取組目標

平成 17 年度末に行った「木造住宅の耐震化実態調査」によると、耐震診断を受けた方のうち、約 37% が「耐震改修を行った」又は「行う」としています。このことから、耐震診断支援の取組目標のところで示した 3 万 2 千戸が耐震診断を受けていただければ、その約 37%にあたる約 1 万 2 千戸が耐震改修を行っていただけると見込めます。この約 1 万 2 千戸のうち一部について、税制優遇等を含めた支援を行っていきます。

図 - 6 耐震改修実施目標



耐震診断 32,000 戸

耐震補強や建替による耐震化 14,900 戸(診断数の約 46%)

耐震補強による耐震化 12,000 戸 (診断数の約 37%)

2. 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の目標

(1) 優先的に耐震化を進める特定建築物の分類

多数の者が利用する特定建築物については、その用途が多岐にわたります。基本的には、全ての特定 建築物について耐震化を進めていく必要がありますが、いつ発生するか分からない大規模地震に対する 対策として、地震発生時に使用可能な状態を確保する必要性が高い建築物から優先的に耐震化を進めま す。

そこで、多数の者が利用する特定建築物の内、地震発生後の応急・救援活動を円滑に実施するために必要な、避難施設、医療施設、災害応急対策の拠点施設等から優先的に耐震化を進めることとし、表 - 10 に定める分類により優先順位を設定しました。

分類の方法は、県有建築物、市町有建築物については、県及び各市町が地域防災上の観点から各建築物を分類した結果を用い、民間建築物及び分類をしていない市町有建築物については、下記の表に示す用途の仕分けにより分類しました。

この分類に基づき、多数の者が利用する特定建築物の耐震化の目標を設定します。

表 - 10 特定建築物の分類

類	用途分類	類	重要度によ	る分類	建築物の対象用途
	社会福祉施設、地域		施設の中で、防災	対策、救助	小学校等、学校(幼稚園・小学校を除く)、集会場・公会堂、公益施設(以上、公共)、入所施
	防災計画に指定され				設、福祉施設、医療施設
	ている避難施設・医				の附属建築物
А	療救護施設に指定さ				
^	れている施設、災害		以外の建築物(付属建築物	
	応急対策を実施する		等)		
	拠点となる施設、警				
	察本部、警察署				
	不特定多数の人が避		主として避難施設	として使用さ	小学校等、学校(幼稚園・小学校を除く)、集会場・公会堂(以上、民間)、幼稚園、保育所、博
В	難施設として使用す		れる建築物		物館·美術館·図書館
Ь	る可能性のあるA類		以外の建築物(付属建築物	体育館
	以外の施設		等)		
			利用する人の生	賃貸住宅等	共同住宅、寄宿舎·下宿
			命・身体の安全	L ≐ ⊐ \\ <i>h</i> \	ホテル・旅館、事務所、停車場等
С	A,B類以外の施設		を図る建築物	上記以外	
			、以外の建築	物(付属建	運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗、サービス業用店
			築物等)		舗、工場、自動車車庫

A: 地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、B: 地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、C: 地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要があるもの、として分類しています。

耐震化の優先度は、A - 、B - 、A - 、B - 、C - とします。

(2) 耐震化の目標

多数の者が利用する特定建築物の耐震化の目標は、県内の全ての特定建築物について、平成 27 年度 末までに 90% とします。

その内訳は、県有及び市町有建築物については、全ての分類において 100%とします。民間の特定建築物については、分類 A 及び分類 B は 100%、分類 C - (賃貸住宅等) は 90%、分類 C - (賃貸住宅等) は 90%、分類 C - (賃貸住宅等以外)は 80%とし、分類 C - は 70%とし、全体として 85%の耐震化を目標とします。

分類ごとの耐震化の目標を表 11 に示します。

賃貸住宅等の詳細な用途は、表 - 10を参照してください。

表 - 11 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の目標

						平成 19 年	1月現在		平成 27 年度末目標		
分類			類	建築物 総数	耐震性なし 建築物数	耐震性あり 建築物数	耐震化率	建築物 総数	耐震性あり 建築物数	耐震化率	
			計	_	1,664	379	1,285	77%	1,664	1,664	100%
				県有建築物	312	25	287	92%	312	312	100%
				市町有建築物	934	197	737	79%	934	934	100%
_				民間建築物	418	157	261	62%	418	418	100%
Α			計		47	28	19	40%	47	47	100%
				県有建築物	10	7	3	30%	10	10	100%
				市町有建築物	37	21	16	43%	37	37	100%
				民間建築物	-	-	-	-	-	-	-
			計		340	89	251	74%	340	340	100%
				県有建築物	3	1	2	67%	3	3	100%
				市町有建築物	131	26	105	80%	131	131	100%
В				民間建築物	206	62	144	70%	206	206	100%
Ь			計		246	50	196	80%	246	246	100%
				県有建築物	131	29	102	78%	131	131	100%
				市町有建築物	77	3	74	96%	77	77	100%
				民間建築物	38	18	20	53%	38	38	100%
		賃	計		1,882	533	1,349	72%	1,882	1,733	92%
		賃貸住宅等		県有建築物	144	1	143	99%	144	14	100%
		宝		市町有建築物	246	49	197	80%	246	246	100%
		寺		民間建築物	1,492	483	1,009	68%	1,492	1,343	90%
		⊢	計		948	420	528	56%	948	767	81%
С		上記以		県有建築物	3	3	0	0%	3	3	100%
		以 外		市町有建築物	37	10	27	73%	37	37	100%
		71		民間建築物	908	407	501	55%	908	727	80%
			計		967	333	634	66%	967	689	71%
				県有建築物	7	0	7	100%	7	7	100%
				市町有建築物	33	3	30	91%	33	33	100%
				民間建築物	927	330	597	64%	927	649	70%
			計		6,094	1,832	4,262	70%	6,094	5,486	90%
_	合計			県有建築物	610	66	544	89%	610	610	100%
	701			市町有建築物	1,495	309	1,186	79%	1,495	1,495	100%
				民間建築物	3,989	1,457	2,532	63%	3,989	3,381	85%

耐震性無し建築物には、耐震性の有無が未確認の建築物を含みます。

1. 県が所有する建築物の耐震化の目標設定

三重県が所有する建築物については、地震発生時に防災拠点として的確な機能させるため、耐震性が 確保されていない建築物の耐震化計画を策定しており、その計画に基づき、耐震化を進めます。

(1) 対象建築物

対象とする建築物は、昭和56年5月以前に建築された建築物で耐震改修促進法第6条第1号の規定に該当しない以下の建築物を含め、耐震化を実施します。

なお、昭和 56 年 6 月以降の建築物についても、建築物の形態等により耐震性が不十分である場合には、耐震診断・耐震改修を実施していきます。

- ・非木造で延べ床面積200㎡を超えるもの。
- ・県営住宅に関しては、延べ床面積200㎡未満も含む。
- ・小規模な建築物や自転車置き場等の施設は除く

(2)対象建築物の現状

平成 17 年 10 月現在の耐震化の状況は、耐震診断を行った建築物 682 棟のうち、109 棟の耐震化が必要となっています。

また、耐震診断が必要な建築物数は、85棟となっています。

表 - 12 耐震化計画対象県有建築物の耐震化状況 (平成17年10月1日現在)

昭和56年5	而	村震診断状況内記	R	耐震診断済建築物の内訳		
月以前に建	未診断棟数	今後廃止等	耐震診断済	耐震化不要	耐震化済	耐震化未対応
設された県	(要診断)	診断不要	棟数	棟数	棟数	棟数
有建築物		予定棟数				
780棟	85棟	13棟	682棟	384棟	189棟	109棟

未診断85棟含まない

出典:「県有建築物の耐震化の現状と今後の計画」三重県防災危機管理部

(3) 耐震化計画

耐震改修の必要な建築物は、本計画の優先順位の設定と同様の方法により分類し、優先順位を設定したうえで、耐震化を図ります。

耐震化の優先順位は、A - 類、B - 類、A - 類、B - 類、C - 類の順とし、目標年度を分けて耐震化を図ります。

表 - 13 防災上の重要度による分類

類	用途分類	類	重要度による分類	対象建築物数	
	社会福祉施設、地域防災計画に指定され		施設の中で、防災対策、救助活動	145棟	
A	ている避難施設・医療救護施設に指定さ		等の拠点となる建築物	1431宋	
^	れている施設、災害応急対策を実施する 拠点となる施設、警察本部、警察署		 以外の建築物(付属建築物等)	38棟	
			以外の连架物(的周连架物等)	201宋	
	不特定多数の人が避難施設として使用す る可能性のあるA類以外の施設		主として避難施設として使用され	11棟	
В			る建築物		
			以外の建築物(付属建築物等)	310棟	
_	C A,B類以外の施設		利用する人の生命・身体の安全を	276棟	
C			A ,D 実見以グトリノルで記		図る建築物
計				780棟	

出典:「県有建築物の耐震化の現状と今後の計画」三重県防災危機管理部

耐震診断の実施計画

未診断の85棟については、防災上の重要度に応じて、下記の目標年度を定めて耐震診断を実施します。

表 14 耐震診断目標年度

分類	棟数	目標年度
A -	12棟	平成18年度から平成19年度を目途に耐震診断完了
В -	1棟	一十成「0千皮が5一成」 サイ皮を日本に間長が断儿」
A -	13棟	
В -	39棟	平成18年度から平成20年度を目途に耐震診断完了
C -	20棟	
合計	85棟	

出典:「県有建築物の耐震化の現状と今後の計画」三重県防災危機管理部

耐震化の実施計画

耐震診断済みの建築物のうち、耐震化未対応の109棟については、防災上の重要度に応じて、下記の 目標年度を定め、耐震化を進めます。

表 15 耐震改修目標年度

分類	棟数	目標年度
Α -	26棟	平成18年度から平成22年度を目途とする
В -	2棟	十成10千度が51年版22千度を日座とする
Α -	10棟	
В -	69棟	平成18年度から平成26年度を目途とする
C -	2棟	
合計	109棟	

出典:「県有建築物の耐震化の現状と今後の計画」三重県防災危機管理部

防災上最優先すべき A - 類、B - 類の建築物の耐震化目標年度は下記のとおりとします。

表 16 防災対策上最優先すべき施設の耐震化目標年度

施設の分類	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
A 類(26棟)	5	8	5	5	3
B- 類 (2棟)	0	2	0	0	0
合 計(28棟)	5	1 0	5	5	3

出典:「県有建築物の耐震化の現状と今後の計画」三重県防災危機管理部

なお、A - 類、B - 類、C - 類については、平成26年度を目途に順次耐震化を図ります。

2. 市町が所有する建築物の耐震化の目標

市町が所有する特定建築物に該当する建築物の耐震化については、特定建築物の耐震化の目標で示したように、100%とします。詳細な耐震化の目標及び整備プログラムは、各市町の耐震改修促進計画において、示すものとします。

なお、耐震化の対象とする建築物については、県有建築物で示している対象建築物を参考に、各市町の建築物の用途及び災害時の役割を勘案し、設定することとします。

1. 公表の対象となる建築物

県有建築物及び市町有建築物の内、耐震化の目標設定の対象建築物については、耐震診断結果及び耐 震化の実施状況について公表を行います。

また、民間の特定建築物については、耐震診断の結果耐震性を有している建築物、耐震改修を実施した建築物の公表を行っていきます。なお、耐震改修促進法に基づき、正当な理由が無く指示に従わない 建築物についても公表します。

表 - 17	管理者別特定建築物の公表方針			

			民間建築	E 物
公表の方針	県有 建築物	市町有 建築物	耐震性あり・耐震改修 済み建築物及び、 正当な理由がな〈指示 に従わない建築物	左記以外の 建築物
耐震診断の実施状況	公表します。	公表します。	公表します。	公表しません。
耐震診断結果	公表します。	公表します。	公表します。	公表しません。
耐震改修実施状況	公表します。	公表します。	公表します。	公表しません。

2. 公表の方法

三重県の所有する建築物の耐震化の現状は、三重県のホームページ「防災みえ.jp」において、「県有建築物の耐震化の現状と今後の計画」として公表しています。今後も、耐震化の進捗状況にあわせて、更新していきます。

また、特定建築物の公表にあたっては、「Mie Click Maps」において、県有建築物の耐震診断の実施状況及び耐震改修状況を提示するとともに、民間の昭和 55 年以前の特定建築物で耐震性を有している建築物及び耐震改修済みの建築物についても、表示・公表していきます。

| | | 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

1. 建築物所有者等と国・県・市町との役割分担

住宅や建築物の耐震化は、基本的には所有者等の皆さんが自らの問題として取組む事が不可欠です。 具体的には、耐震診断を受診し、診断結果が耐震性がない場合などについては、耐震改修・建替え・除 却など自ら判断・意思決定をして取組むことが重要です。

その際、必要な情報の提供と、自らが行動することへのきっかけづくり(無料耐震診断)や支援(補強補助等)について、行政がお手伝いをしていきます。

また、個人の行動だけでは、地震に対して安全なまちづくりの実現が難しいため、地元の自治会組織等の場で話し合っていくことで、地域としての耐震化の取組みに展開していくと考えます。そこで、専門家やNPO・ボランティアなど専門的な知識を有した地域に密着した人たちと共に取り組んでいくことにより、一層安全なまちづくりが実現されていきます。

以上のような取組みを行っていくため、国・県・市町・県民のみなさん等それぞれが役割を担って、 耐震化に取組んでいくことを基本方針とします。

図 - 7 国・県・市町との役割分担

国

- ・耐震改修等の促進に関する基本方針の策定
- ・国有建築物の耐震診断・耐震改修の計画的な実施
- ・耐震診断・耐震改修に必要な助言、情報の提供、支援制度の充実
- 専門家・事業者の育成及び技術開発

三重県

広域的·基幹的な取組みの推進

市町

地域と連携した取組みの推進

- 耐震改修促進計画の策定
- ・ 県有・市町有建築物の耐震診断・耐震改修の計画的な実施
- ・ 耐震改修促進法・建築基準法に基づく指導等の実施(所管行政庁)
- 助成制度等の充実
- 相談体制の整備・情報提供の充実
- 専門家、事業者の育成及び技術開発
 - 県民への必要な助言・普及啓発

地元組織等

- 防災まちづくりへの取り組み実施
- ・住民への啓発活動の実施
- ・建築関係団体による耐震化技術開発
- ・地域との協働

所有者等

- ・ 耐震診断の実施
- ・耐震改修の実施
- 〉・ 地元組織 (防災まちづくり) への参画
- ・ブロック塀の倒壊防止等の実施

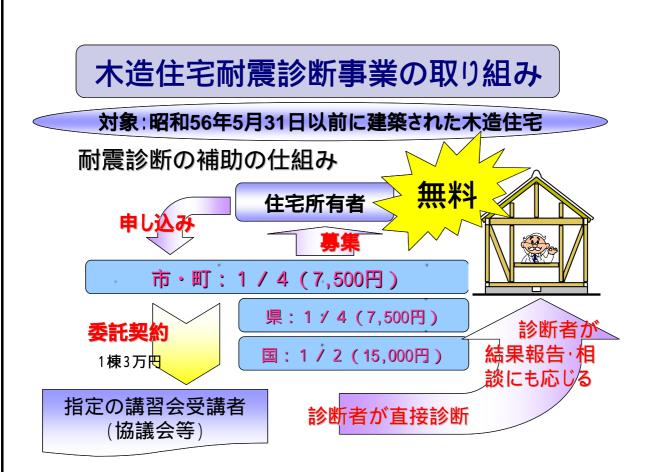
三重県及び市町では、住宅や防災上重要な建築物に対して、耐震診断・耐震改修にかかる補助制度を 創設し、支援しています。今後も、これらの支援を継続するとともに、国の補助制度である「住宅・建 築物耐震改修等事業」を活用して、住宅・建築物の耐震化の促進に努めます。

1. 住宅に対する支援策

現在、三重県では、住宅の耐震診断・耐震改修に対して以下の補助制度を活用し、住宅の耐震化の促進に努めています。今後も、この制度を継続して活用し、住宅の耐震化を促進します。

表 - 18 住宅に対する支援策(平成 19年3月現在)

事業名	事業名		主な要件
待ったなし!耐震化	耐震診断支援事業を行う市	昭和 56 年 5 月 31 日以	階数が2階以下、延べ床
プロジェクト事業	や町に対して補助を行う。	前に建築(着工を含	面積 300 平方メートル以
(木造住宅耐震診断補	国 1/2、県 1/4、市・町 1/4、	む)された木造住宅	下の建築物
助制度)	補助基本限度額3万円		(国補事業)



事業名	概要	対象建築物	主な要件
待ったなし!耐震化	耐震診断の結果「倒壊また	昭和 56 年 5 月 31 日以	対象地区
プロジェクト事業	は大破壊の危険がある」と	前に建築(着工を含	市・町が認める防災上必
(木造住宅耐震補強補	判定された住まいを、壁の	む)された木造住宅を	要な地区(例えば、密集
助制度)	増設や基礎の補強などによ	耐震診断した結果、診	した住宅地や指定され
	り、地震に対して住まいを	断評点 0.7 未満を 1.0	た避難路沿いが対象地
	強くする補強工事を行う場	以上となるように補	区。
	合に補助を行う。	強する住宅(工事)	(県単事業)
	県 1/3、市・町 1/3		対象世帯
	補助基本限度額90万円		1) 公営住宅法でいう収
			入が高額でない世帯
			2) 高齢者(60 歳以上)
			のみの世帯

木造住宅耐震補強補助の概要

対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の居住者が、収入が高額でない世帯または高齢者単独世帯

対象地区 市·町が認める防災上必要な地区 例えば、密集した住宅地や指定された避難路沿い

診断の評点	0.7未満	0.7以上1.0未満	1.0以上1.5未満	1.5以上
区分	倒壊または大破壊の危険性 が高い	やや危険	一応安全	安全
対象工事	補助対象		倒壊の恐れが少ない	

耐震診断の結果、「倒壊・大破壊の危険性が高い住宅」(耐震評点0.7未満)を 「一応安全といえる住宅」(耐震評点1.0以上)にする工事

補助基本額の上限を90万円とし、工事額の1/3かつ市・町の補助と同額

最高で 県30万円 市·町30万円 合わせて60万円の補助

2. 特定建築物等に対する支援策

現在、三重県では、防災上重要な建築物の耐震改修について以下の事業制度を活用し、耐震化を進めています。今後も、これらの事業制度と共に、国の「住宅・建築物耐震改修等事業」を活用し、特定建築物等の耐震化を促進していきます。

表 - 19 特定建築物等に対する支援策(平成 19年3月現在)

事業名	概要	事業実施主体	対象建築物
緊急地震対策促進事業補助金 (緊急避難所(公共的施	緊急避難場所の耐震化 について、500万円/棟 を限度に補助する。	市及び避難所を 所管する団体	緊急避難場所(公共的施設)
設)耐震化促進整備事業)	補助率1/2		
安全・安心な学校づくり交付金(補強事業)	算定割合:原則1/3 地震防災対策関連法 による負担(補助)率特 例あり 1/2等	市町、学校組合	公立の義務教育諸学校等施設
医療施設・避難所耐震化整備促進事業	地震のがいいできます。というでは、大域活地をでは、大域には、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大域には、大変をは、大変をは、大変をは、大域には、大変をは、大域には、大変をは、大域には、大変をは、大域には、大変をは、大域には、大域には、大変をは、大域には、大変をは、大域には、大変をは、大域には、大変をは、大域には、大変をは、大域には、大変をは、大域には、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変を	,	医療機能 という できる できる という できる

<参考:「住宅・建築物耐震改修等事業」の概要>

表 - 20 住宅・建築物耐震改修等事業の概要

対象		主な要件等		
	戸建て住宅 マンション	補 助 率:地方公共団体が実施する場合 国 1/2 民間事業者等が実施する場合 国 1/3+地方公共団体 1/3		
耐震診断	建築物	補 助 率:地方公共団体が実施する場合 ・国 1/2 (緊急輸送道路沿道建築物の場合) ・国 1/3 民間事業者等が実施する場合 ・国 1/3+地方公共団体 1/3		
耐震改修等	戸建て住宅	地域要件等:全国の既成市街地で、震災時に倒壊により道路閉塞が 生じるおそれがある地区 補助対象:住宅の耐震改修工事費(建替えを行う場合にあっては 耐震改修工事相当分) 補助率:15.2%(国7.6%+地方公共団体7.6%) 緊急輸送道路沿道建築物の場合 66.6%(国33.3%+地方公共団体33.3%)		
	建築物 マンション	地域要件等:全国の DID 地区等で耐震改修促進法の認定を受けた一定規模以上の建築物補助対象:耐震改修工事費(擁壁の耐震改修工事費を含む)補助率:15.2%(国7.6%+地方公共団体7.6%) 緊急輸送道路沿道建築物の場合 66.6%(国33.3%+地方公共団体33.3%)		
その他住宅・建築物の 耐震化の促進に関する事業		補 助 率:地方公共団体が実施する場合 国 1/2 地方公共団体以外が実施する場合 国 1/3+地方公共 団体 1/3		

3. 耐震改修促進税制

耐震改修の促進を図るため、以下の条件に適合した耐震改修を実施した場合に、所得税の控除や固定 資産税の減額が受けられる「耐震改修促進税制」が平成 18 年度に創設されており、これらの制度の情 報を積極的にPRU、耐震化の促進を図っていきます。

(1) 住宅に係る所得税額の特別控除

表 - 21 所得税額の特別控除の概要

「三重県木造住宅耐震補強補助制度」を実施している市町内で、市町が認める防災上
耐震化が必要な地区 (例えば、密集した住宅地や指定された避難路沿い) となります。
対象となる住宅は、次の全てに該当する住宅です。
1) 特別控除の適用を受けようとする者が、自ら居住の用に供する住宅(住宅を2以上有
する場合には、1の家屋に限る。)
2) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
3) 建築基準法等に基づく現行の耐震基準に適合しない住宅
建築基準法等に基づく現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事が対象とな
ります。
平成18年4月1日から平成20年12月31日までに耐震改修工事を実施した場合に限り
ます。
住宅の耐震改修に要した費用の10%相当額(20万円を上限とします。)がその年分
の所得税額から控除されます。
市町の発行する証明書を添付して確定申告を行った場合に限り、当該制度が適用され
ます。

(2) 事業用建築物に係る所得税・法人税の特別償却

表 - 22 事業用建築物に係る所得税・法人税の特別償却の概要

対象建築物		: #/m	特定建築物の耐震改修を行ったもの(耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けてい
		170	ないもの) です。
ਹੈਰ	対象工事	車	建築基準法等に基づく現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事が対象とな
ניא		₹	ります。
H. 二	特例期	期間	平成18年4月1日から平成20年12月31日までに耐震改修工事を実施した場合に限
1 ਚ			ります。
坎	控 除	安百	建築物の耐震改修に要した費用の10%相当額について、所得税・法人税の特別償却
扩		額	できます。

(3) 固定資産税額の減額措置

表 - 23 固定資産税額の減額措置の概要

対象区域	対象区域の限定はありません。			
対象住宅	昭和57年1月1日以前から所在する住宅が対象となります。			
対象工事	建築基準法等に基づく現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事が対象とな			
以 豕 工 爭	ります。			
┃ ┃特例期間	平成18年1月1日から平成27年12月31日までに耐震改修工事を実施した場合に限り			
1寸 7) 央7 电]	ます。			
	耐震改修工事の完了時期		減額措置の内容	
控除額	平成18年~平成21年	3年間	左記の期間、固定資産税額	
1年	平成22年~平成24年	2年間	(1戸当たり120㎡相当分	
	平成25年~平成27年	1年間	まで)を2分の1に控除	
備考	耐震改修工事が完了した日から3ヶ月	以内に、市・町等	の発行する証明書を添付して	
1件 专	市・町へ申告を行った場合に限り、当該	核制度が適用されま	きす。	

4. 耐震改修の融資制度

耐震改修を行う場合に、下記に示す融資制度が用意されていることから、これらの制度の情報を積極的にPRU、耐震化の促進を図っていきます。

表 - 24 耐震改修融資制度の概要

対象	主な要件等
戸建て住宅	住宅金融公庫 耐震改修工事 (平成 19 年 4 月 1 日からは独立行政法人 住宅金融支援機構) 融資比率:原則 80%(1,000万円上限) 金 利:3.57%(平成 18 年 11 月 6 日現在) 対象住宅:工事完了後の住宅部分の床面積 50 ㎡(共同建 40 ㎡)以上等
マンション	住宅金融公庫 マンション共用部分リフォーム融資(耐震改修工事) (平成 19 年 4 月 1 日からは独立行政法人 住宅金融支援機構) 融資比率:原則 80%(1 戸当たり 150 万円を上限) 金 利:3.37%(平成 18 年 11 月 6 日現在)
建築物	日本政策投資銀行融資(環境配慮型社会形成促進事業) 融資比率:40% 金 利:政策金利

政策金利とは、政策性が高いにも関わらず民間金融機関だけでは支援することが難しいプロジェクトに対して、長期資金の融資や出資などの支援を行う場合に、市場金利から政策性に見合った政策優遇を行い貸し出される場合の金利です。

1. 事業者等に対する講習会等の開催

三重県では、これまで木造住宅の耐震診断・耐震改修を行う専門技術者の技術・知識の向上や、住民の相談にのってくれる専門家の紹介制度を構築するため、事業者等を対象に、「木造住宅耐震診断講習」「55 改造アドバイザー講習」「住まいの語り部研修」「住まい改造アドバイザー研修」「住まい改修アドバイザー研修」等を開催し、語り部やアドバイザー育成を行ってきました。今後も、住宅改修アドバイザー研修により、専門家の育成を行い「人財バンク」への登録を促進していきます。

また、三重県木造住宅耐震促進協議会において、耐震診断を行う専門員を育成するため、「木造住宅 の耐震診断と補強方法」についての講習会を開催しています。

今後も、事業者等に対する講習会等を継続して実施し、木造住宅耐震診断員登録者を増やして、安心 して耐震診断・耐震改修に取組む事ができるようにします。

2. 受講者の登録・紹介体制の整備

上記の講習会に参加した専門家の内、掲載の承諾を得られた人を対象に、「みえの住まいの人財情報」の「人財バンク」として登録し、ホームページ(http://www.pref.mie.jp/jutaku/hp/21/index.htm)で紹介しています。これらの登録者には、耐震診断等の個人的な相談から、自治会単位あるいは学校教育の場等における耐震化の啓発活動の「語り部」として活躍していただけるような体制を構築しています。

今後も、耐震診断・耐震改修等の専門家の登録と紹介制度を継続して実施することにより、住民の耐震改修に関する意識の向上や、安心して耐震改修等へ取組むことができる環境の整備を図ります。

1. プロック塀の安全対策

住宅や建築物の倒壊以外にも、地震発生に伴いブロック塀等が倒壊することにより、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路をふさぐことにより避難や救援活動の妨げになる場合があります。これらの被害を防ぎ、避難路等の確保を行うためブロック塀の安全性の確保が必要です。

そのため、市町においては、市町耐震改修促進計画において、ブロック塀の安全対策についての啓発 や改善方法について具体的に記載することが考えられます。

県では、「建築物・宅地の防災について」のホームページにおいて、ブロック塀をはじめ擁壁等の安全チェックの方法について「宅地の防災チェック」として周知を図っています。

2. 窓ガラス・天井の落下防止対策

耐震化が十分な住宅や建築物で、地震が発生して倒壊を免れたとしても、窓ガラスやつり下げ天井等の落下により、建物の利用者や周辺の通行人に被害が発生する場合があります。

そのため、窓ガラスやつり下げ天井等の落下による危険性や改善方法についてパンフレット・インターネット等により県民のみなさんに周知するとともに、設置者等に対して必要な対策を講じるよう指示しており、今後も引き続き指導を行っていきます。

3. エレベータの安全確保

近年、中規模の地震発生時においてエレベーターが緊急停止した際に異常が発生し、エレベーター内 に人が閉じこめられる事例が多く発生しています。

このような被害や閉じこめに対する不安を解消するため、平成 18 年 4 月に開催された社会資本整備審議会建築分科会の「エレベーターの地震防災対策の推進について」の報告において、早急に講ずべき施策として提案された、P波感知型地震時管制運転装置の設置、ドア開放検知による安全装置等の改良等、「閉じ込め時リスタート運転機能」の開発、既存エレベーターに対する安全性の周知等について、概ね 1 年以内に実施すべきとされています。建築基準法の改正等の動向を踏まえこれらの事項の実施に向けた検討を行います。

4. 家具等の転倒防止

住宅・建築物の耐震性が十分であっても、住宅における家具やオフィス・病院等における器具・機材等の転倒により、負傷したり避難や救助活動の妨げになることが考えられます。そのため、だれでも直ぐに取り組める地震対策の一つとして、家具等の転倒防止や固定の方法について、パンフレット等により県民のみなさんに周知します。

すでに、「住まい安心安全 21 通信 第8号」のパンフレットにおいて、家具固定について特集し、

県民のみなさんへの周知を図っています。

5. 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減策

地震に伴うがけ崩れ等の危険性の高い区域にある建築物の被害を軽減するため、「がけ地近接等危険 住宅移転事業」「住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業」の活用を検討していきます。

「がけ地近接等危険住宅移転事業」において「危険住宅」とは、がけ地の崩壊、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険が著しい区域を建築基準法の規定に基づき、地方公共団体が条例で指定した災害危険区域または建築を制限している区域内にある住宅です。(条例制定前に建築された住宅に限ります。)

三重県では、「条例で指定した災害危険区域」は、紀宝町における「紀宝町災害危険区域に関する条例」によって指定された相野谷川流域の一部が該当します。(ただし、条例が施行された平成 11 年 5 月以前に建築された住宅に限ります。)また、「条例で指定した建築を制限している区域」は三重県建築基準条例第 6 条の規定に基づく区域です。(ただし、条例が施行された昭和 46 年 12 月以前に建築された住宅に限ります。)

(1) がけ地近接等住宅移転事業の概要

概要	がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅を 安全な場所に移転を促進するため、国と地方公共団体が移転者に危険住宅の除却等に要する経費 と新たに建設する住宅(購入も含みます)に要する経費に対し補助金を交付する制度
対象区域	・建築基準法第 39 条第 1 項又は第 40 条に基づく条例により建築が制限される区域 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条に基づき指定された 「土砂災害特別警戒区域」
補助率	除却費:780 千円 / 戸 建設助成費: 一般地域:4,060 千円 / 戸 特殊土壌等:7,080 千円 / 戸

(2) 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業の概要

概要	住宅・宅地の供給を特に促進する必要がある三大都市圏及び地方都市のうち、治 水安全度が低いため住宅・宅地開発が進展していない地域において、治水安全度の 早期向上を図り、新たな住宅・宅地供給可能地の創出を推進するために必要な河川、 砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の先行的整備を推進する。
対象区域	(1)に掲げる地域において、(2)に掲げる治水施設等の先行的整備に関する事業で、当該治水施設等の管理者が計画的に実施するもの。 (1) 次のイから二に該当する地域のうち、水害又は土砂災害に対する安全度が低いため、住宅・宅地開発が進展していない地域。 イ 首都圏整備法に規定する既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域 ロ 中部圏開発整備法に規定する都市整備区域又は都市開発区域 ハ 近畿圏整備法に規定する既成都市区域、近郊整備区域又は都市開発区域 ニ 住宅不足の著しい県庁所在都市又は通勤圏内人口10万人以上の都市の通勤圏 (2) 次に掲げる治水施設等で、住宅宅地関連公共施設整備促進事業の対象となるもの以外のもの。イ 河 川 ロ 砂防設備 ハ 急傾斜地崩壊防止施設
補助率	当該特定事業と同種の治水施設等の整備に関する事業に係る国の補助割合又は負担割合と同じ 割合

1. 密集市街地の危険性

老朽な木造住宅が密集している、いわゆる「密集市街地」は、老朽な住宅が多いことから倒壊の危険性が高いとともに、倒壊した多くの建物から火災が発生し、大規模な被害を引き起こす可能性が高い地域です。

そのため、平成 13 年 12 月 4 日に国の「都市再生プロジェクト」の第 3 次決定において、密集市街地を緊急に整備することが位置づけられ、平成 15 年 7 月 11 日には、「地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地(以下、「重点密集市街地」という。)」として全国で約8,000ha が該当する事が示されています。さらに、国土交通省から平成 18 年 8 月 4 日に示された「重点施策」の中にも密集市街地の改善が盛り込まれ、改善が進まない密集市街地について、平成 23 年度までに最低限の安全性の確保を行うとされています。

三重県においても、重点密集市街地として6地区18haが該当しているとともに、平成16、17年度に 策定された「三重県密集市街地整備基本方針」において、県内に約300地区の密集市街地があるとされ ています。

このようなことから、想定される地震の被害を軽減させるためにも、市町は、密集市街地を優先的に耐震化を促進する地域として位置づけ、地域の実情に合わせた耐震改修を進めます。

2. 密集市街地の耐震化促進の方針

密集市街地の改善は、基本的に避難路となるような道路等の整備も不十分であり、建築物の耐震化だけでは、必ずしも安全なまちが実現されるとは限りません。そのため、密集市街地の改善の方針について、「三重県密集市街地整備基本方針」において、県内の密集市街地が地域特性に応じて8つに分類され、それぞれの地域特性に応じた改善策が示されています。その中で、各分類に共通する改善の必要な項目として、老朽住宅、特に空き家である老朽住宅の更新が、全ての分類の密集市街地において示されています。つまり、老朽建築物の安全性の確保の一つの手法として、建築物の更新等により不燃化を促進することで、耐震化を図る必要があります。また、更新が実現できない建築物については、既存建築のまま耐震化を促進することで安全性を確保し、倒壊を防ぐ必要があるといえます。

よって、密集市街地において、安全性の高い市街地環境を確保する一つの方策として建築物の耐震化を進め、あわせて、「三重県密集市街地整備基本方針」に示されている整備方針を参考に地域の実情に応じた、密集市街地の改善を進めていくことが望ましいと考えられます。

3 . 地元組織との連携による耐震化の促進

地域全体として地震による被害を削減するためには、地域ぐるみでの取組みが重要となります。「三 重県密集市街地整備基本方針」にも、地元組織との連携と地元主体による取組みの重要性が示されてお り、地元組織との連携方法や、初期段階における取組み方法等が示されていますので、そこに示されて いる手法を参考に、地元組織を主体とした建築物の耐震化を促進し、地域全体の安全性の確保を実現していくことが重要です。

凡 例 分類 地区 分布傾向 中心市街地型 周辺市街地型 観光市街地型 沿岸観光市街地型 農村集落型 漁村集落型 都計外漁村集落型 離島型

図 - 8 三重県密集市街地分布図

出典:「三重県密集市街地整備基本方針」

1. 県が定める地震時に通行を確保すべき道路の指定

耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づき、建築物の倒壊によって道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、沿道の建築物の耐震化を図り、地震時に通行を確保すべき道路として、「三重県地域防災計画」に定められた第1次、第2次、第3次緊急輸送道路・市町地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路及び市町耐震改修促進計画において位置づけられた避難路を指定します。

これらの道路については、災害時の拠点施設等を連絡する重要な道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難・救援活動及び緊急物資の輸送等の観点から特に重要な道路であることから、特に、緊急輸送道路については、平成 27 年度までに沿道の特定建築物の耐震化を図ります。

2. 避難路等の指定と指定の考え方

市町の耐震改修促進計画においても、県が定める緊急輸送道路の他に、避難路等として、地震時に通行を確保すべき道路を定めることが考えられます。

市町の耐震改修促進計画において定める避難路等については、県が定める緊急輸送道路を補完し、緊 急輸送道路と広域避難場所や地震発生時の防災拠点等を結ぶ幹線道路を指定することが考えられます。

また、市町の耐震改修促進計画において避難路等を定める場合に、平成 16 年国土交通省告示第 767号に関連して、「避難路の適否の判定」(P59参照)が示されていますので、このことを参考にして定めることが考えられます。

7 特定優良賃貸住宅等の活用

住宅の耐震改修を行う場合、耐震改修工事期間中に居住する仮住居を確保する必要があります。しかし、個人で探すと、なかなか適当な仮住居が確保できない場合があります。そのために、耐震改修を実施できず、耐震改修が進まない要因の一つとなっていると考えられます。

仮住居が確保できないことにより耐震改修の促進を遅らせることを防ぐため、三重県内の特定優良賃貸住宅制度を活用して供給された賃貸住宅について、住宅の所有者が耐震改修を行う場合の仮住居として、耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき、活用できることとします。

また、その他の公共賃貸住宅についても、活用の可能性について検討します。

入居対象者

特定優良賃貸住宅を仮住居として入居できる対象者は、耐震改修促進法第8条第3項の規定により認定を受けた耐震改修計画(耐震改修促進法第9条第1項の規定による変更の認定を受けたときは変更後の計画)に係る住宅の耐震改修を行う者であって、仮住居を提供することが必要であると認められた者とします。

対象となる特定優良賃貸住宅

仮住居として提供できる特定優良賃貸住宅は、三重県内にある特定優良賃貸住宅で、入居者の募集をしたにもかかわらず3ヵ月以上入居者が確保できず、例外的に入居者を入居させることについて知事の承認を得た住戸とします。

仮住居の期間

仮住居として賃貸できる期間は、2年以内とします。

賃貸借の形態は、借地借家法第38条第1項の規定による定期借家契約とします。

8 独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修

独立行政法人都市再生機構は、建築物の耐震改修を促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する 法律(平成七年法律第百二十三号)及び独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)並びに 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成十八年国土交通省告示第百八十 四号)に基づき、委託により、耐震診断及び耐震改修を実施します。

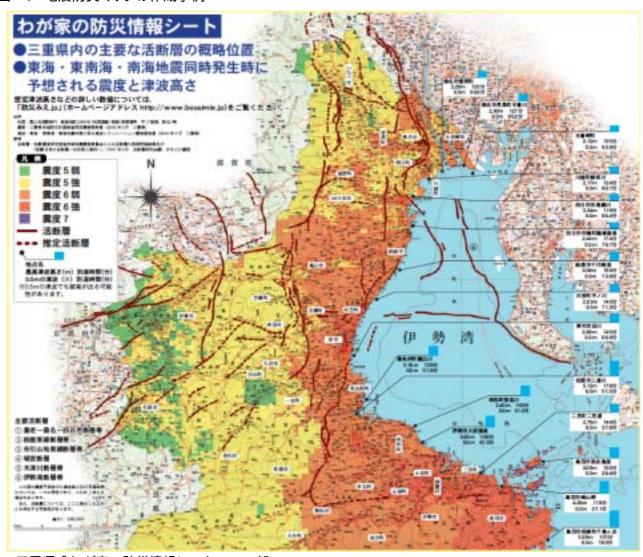
また、その実施にあたっては、区分所有による共同住宅等は、合意形成に多くの労力と時間を要するなど耐震診断及び耐震改修を実施することが困難な場合が多く、特に支援することが必要であることを踏まえ、原則として、区分所有による共同住宅等を対象として実施します。

Ⅳ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する普及啓発方策

1 地震防災マップ作成・公表

三重県では、県全域について東海・東南海・南海地震同時発生時に予想される震度と津波高さを示したマップを作成し、「三重県地震防災ガイドブック」(http://www.bosaimie.jp/mie/index.html)と合わせて「わが家の防災情報シート」として県内全戸に配布しており、県民のみなさんに対して地震に対する危険性を認識してもらい、防災活動等に取組むためのツールの一つとして活用しています。

図 - 9 地震防災マップの作成事例



三重県「わが家の防災情報シート」の一部

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

1. 相談体制の整備

三重県では、県土整備部建築開発室・住宅室の窓口をはじめ、県内の各建設事務所において、住宅・ 建築物の耐震化をはじめ、建築全般について相談窓口を設置し、相談に応じています。

また、市町や関係団体と協働して県内各地で開催される地震防災講演会等において、耐震化をはじめとした住宅の相談に応じています。

今後も、既存の相談窓口を通して、耐震診断・耐震改修の相談に応じるとともに、各市町においても、 相談窓口を充実していくよう促していきます。

2. 情報提供の充実

三重県では、インターネットに「住まい安全安心21」というホームページ(http://www.pref.mie.jp/jutaku/hp/21/index.htm)を開設し、耐震診断・耐震改修に必要な情報提供を行っています。また、「建築物・宅地の防災について」というホームページも開設し、耐震診断・耐震改修以外の総合的な建築物の安全対策についての情報提供を行っています。なお昭和56年5月以前に建築された木造住宅にお住まいの方には無料耐震診断を受けていただける制度について詳しく紹介しています。

また、「住まい安全安心21」のホームページの中で、わが家の耐震診断として簡易に自分の家の耐震性について確認できるようにしています。

また、パンフレット等の配布により耐震診断・耐震改修についての情報提供を行っています。 今後もインターネットやパンフレット等を活用し、県民のみなさんに広く情報提供を行っていきます。



3 パンフレット等の活用、講習会の開催

1. パンフレットの活用

三重県では、「住まい安心安全 21 通信」として、耐震診断・耐震改修や、 家具固定等に関する情報を提供するため、系統立てて、これまで 10 種類のパ ンフレットを継続して発行してきました。

今後も、これらのパンフレットを積極的に配布、活用し、県民のみなさんに 対する普及啓発を行っていきます。



表 - 25 これまで発行したパンフレットの内容

第 1 号	第2号	第3号	第4号	第5号
地震と家のおはな し、わが家の耐震 診断など	専門家による耐震 診断、耐震補強な ど	耐震補強の実例、 まちとしての耐震 対策など	耐震改修工事の発 注、契約方法など	耐震改修工事のチェックポイント、 まちの改善例など
第6号	第7号	第8号	第9号	第 10 号
災害に強いまちづ くり、地震発生時 にやるべきことな ど	木造住宅耐震診 断・耐震補強補助 事業の制度紹介な ど	家具の転倒防止対 策特集	木造住宅の耐震診 断から耐震補強ま での流れなど	木造住宅耐震補強 事例集

2. 講習会等の開催

これまで、県民のみなさんへの耐震化促進のための啓発活動として、「住宅耐震化キャンペーン」や「防災フェア」を人が多く集まる県内のショッピングセンター等で開催し、無料の住宅耐震相談会や啓発イベントを行っています。さらに、地震に対する意識をより一層高め、効果的な事前対策や正しい知識の普及を目的として、「シンポジウム」を開催しています。

また、「専門家から直接話を聞いてみたい」「自治会で耐震化についての学習会を開催する時の話し手を探している」というニーズに応えるため、耐震改修等の「人財バンク」に登録された「語り部」と市町との協働による説明会や「みえ出前トーク」等により、今後も引き続き県民のみなさんへの啓発活動を行っていきます。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修等の実施にあたっては、単独で耐震改修を行う場合に比べて、増改築やリフォーム工事にあ わせて耐震改修を行うことが、費用及び手間を軽減できることから、耐震化を促進するための有効な手 段の一つです。

そのため、住宅等のリフォームを考えている人に対して情報提供を行い、コストや手間を低減できることを啓発するとともに、「人財バンク」による住まい改修アドバイザー等による相談体制の充実等を図り、リフォームにあわせで耐震改修が行われるよう誘導していきます。

特に、密集市街地においては、建物の不燃化等にあわせて耐震化を行うことにより、個別の建築物の安全性が向上するとともに、まち全体の安全性が向上するという観点から、積極的に取り組むことが望まれます。

住宅・建築物の耐震化をはじめ、地震防災に対する対策を実現するには、県民のみなさんが自ら積極 的に活動し、自らの命は自らが守り、自分たちの地域は自分たちで守ることが重要です。

そのため、自治会や自主防災組織を中心とした地元組織が中心となって、住宅・建築物の耐震化や地

震防災対策に取り組む必要があります。しかし、地元組織におい ては、耐震化や地震に対する専門的知識が十分でない場合が多い と考えられることから、三重県においては、市町や専門家と協働 して、自治会への住宅耐震説明会や「みえ出前トーク」等を実施 し、地元組織の活動に対して支援を行っています。

また、地元組織による活動マニュアルとして、「自主防災リー ダーハンドブック」を作成し、防災活動・耐震化の促進を円滑に 進めることが出来るよう援助を行っています。

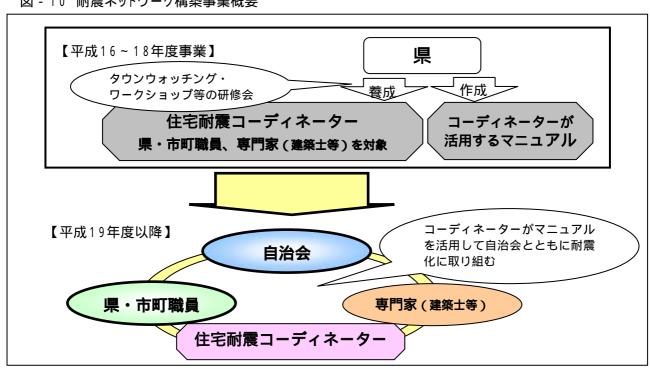
さらに、市町職員や専門家を住宅耐震コーディネーターとして 育成すること、まちの耐震のことを県民のみなさんと一緒に検討 することにより、地元組織の活動が行いやすくなると考えられま す。そこで県・市町・専門家と地元の住民や組織が協働して耐震



化に取組めるよう、耐震ネットワークの構築を図るため、住宅耐震コーディネーターを養成するととも に「タウンウォッチング及びワークショップ運営マニュアル」を作成しました。

これらのマニュアルを利用して地元組織の活動を支援し、町内会等との連携を図り耐震化の促進に努 めます。

図 - 10 耐震ネットワーク構築事業概要



∨ 耐震診断・耐震改修の指導等

1 耐震改修促進法・建築基準法に基づく指導等の実施

1. 指導等を実施する県内の市町

耐震改修促進法第6条に定める特定建築物に対して、同法第7条に基づき、耐震診断又は耐震改修の指示及び助言等ができるとされています。また、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険な建築物については、建築基準法第10条に基づき、勧告・命令等ができることとなっています。これらの指導等を行うのは、表-26に示す所管行政庁です。

また、指導・助言・指示対象となる特定建築物は表 - 27 となっています。

表 - 26 三重県の所管行政庁

所管行政庁名	対象地区
三重県	下記以外の市町
津市	津市内
四日市市	四日市市内
伊賀市	伊賀市内
鈴鹿市	鈴鹿市内
松阪市	松阪市内
桑名市	桑名市内

表 - 27 指導・助言・指示対象となる特定建築物

耐震改修促進法・ 施行令		用途	指導·助言 対象特定建築物	指示 対象 特定建築物	
	令第2条第2項 第1号	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 ㎡以上	750 ㎡以上	
		小学校、中学校、中等教育学校の前期課 程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上	1,500 ㎡以上	
	令第2条第2項 第2号	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		0.000 211	
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉セ ンターその他これらに類する施設	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上 	2,000 ㎡以上	
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類 する運動施設			
		病院、診療所			
		劇場、観覧場、映画館、演芸場			
		集会場、公会堂			
 -		展示場			
震		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗		2,000 ㎡以上	
改修		ホテル、旅館			
促		博物館、美術館、図書館			
進法		遊技場	 階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上		
第		公衆浴場	, PEX 0 5X 2 1,000 1115X 2		
耐震改修促進法第 6 条第	令第2条第2項	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンス ホールその他これらに類するもの			
1 号	第3号	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類する サービス業を営む店舗			
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成			
		する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車 のための施設			
		郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上 必要な建築物			
		学校 第2号以外の学校			
Ī		卸売市場			
		共同住宅、寄宿舎、下宿	 階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上		
Ī		事務所			
		工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築 物を除く)			
	令第2条第2項 第4号	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	
耐震改修促進法 第6条第2号 危険物の貯蔵場又は処理場		危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危 険物を貯蔵、処理する全ての 建築物	500 ㎡以上	
	震改修促進法 6 条第 3 号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する 道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とす るおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計 画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物		

2. 指導・助言等の方法

(1) 指導・助言の方法

指導及び助言を行うにあたっては、まず、所有者に対して、当該建築物が特定建築物に該当すること 及び耐震診断・耐震改修の必要性について説明する必要があります。そのため、啓発文書やパンフレッ トの送付等により、耐震診断の実施を促し、必要に応じて相談に応ずる方法で実施します。

また、建築基準法第 12 条第 1 項に基づく特殊建築物の定期報告に合わせて耐震化の状況を確認し、必要に応じて耐震診断の受診及び耐震改修を行うよう、指導・助言を行います。

(2) 指示の方法

指示は、複数回の指導及び助言を行っても耐震診断・耐震改修を実施しない場合で、具体的に実施すべき事項を明記した指示文書等を交付することにより行います。

なお、耐震診断の指示を行う建築物は、表 - 28 耐震改修促進法第 7 条第 2 項に該当する建築物とし、耐震改修の指示は、耐震診断の結果、耐震性が表 - 29 ランク 及び となった建築物とします。

(3) 指示に従わない時の公表の方法

文書等による指示を行ったにもかかわらず、耐震診断・耐震改修を行わない特定建築物の所有者に対しては、一定期間の弁明の機会を付与し、その弁明が「正当な理由」であるかの判断を行い、「正当な理由」が無く、公表することが妥当であると判断された場合、「指示に従わない旨の公表」を行うことを当該所有者に通知の後、公表します。

公表の対象とする建築物は、昭和 46 年以前に建築された建築物で耐震診断を行っていないもの及び 耐震診断の結果、耐震性がランク 及び (耐震化の優先度Cのものはランク)となった建築物とし ます。(指示を行ったものに限る)

なお、特定建築物の所有者が指示を受けて直ちに指示の内容を実施しない場合であっても、耐震診断・耐震改修の実施計画を策定し、計画的な耐震化が確実に行われる見込みがある場合については、その計画等を勘案し、公表を行わない「正当な理由」に該当するかの判断を行うこととします。

公表の方法については、県や市町の広報(公報)やホームページに掲載します。

(4) 建築基準法に基づく勧告又は命令等の実施方法

原則として、耐震改修の指示に従わず公表した建築物で、地震による倒壊の危険性が極めて高い耐震性のランクが の特定建築物のうち、建築基準法第6条第1項第1号に該当するもの又は階数が5以上で延べ面積が1,000 ㎡を超えるものについて、建築基準法第10条に基づき勧告します。さらに勧告に従わない場合は命令を行います。

なお、これらの指導・指示・公表・勧告については、耐震性の確保の優先度が高い分類 A・Bの建築物を優先的に実施していきます。

図 - 11 指導・助言等の実施フロー

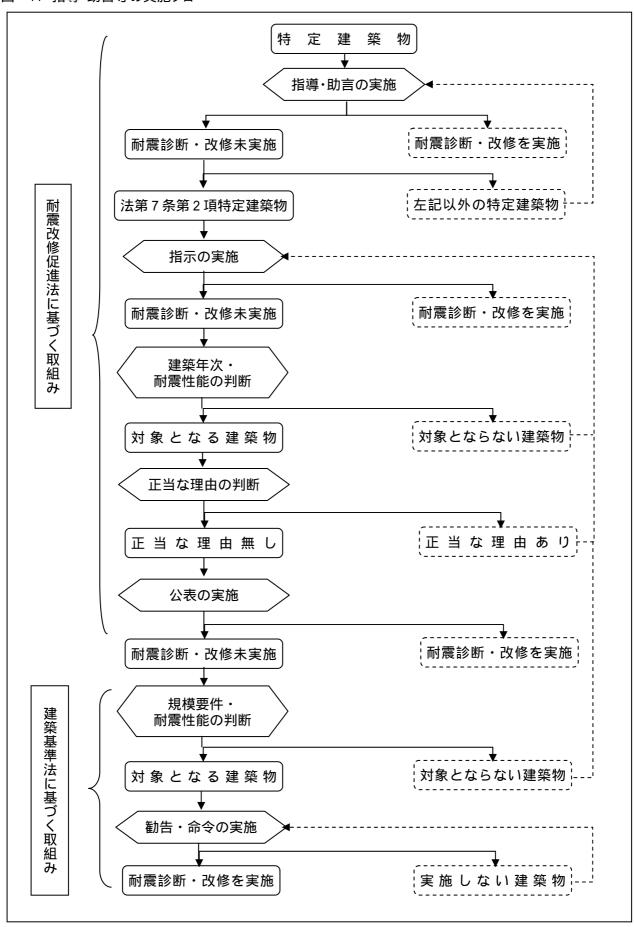


表 - 28 指示等を行う特定建築物

法	類	用途分類	類	重要度による分類	建築物の対象用途	指示する 建築物	公表する 建築物	勧告·命令 する建築物
	Α	社会福祉施 設、地域防定されている避難 施設・医に指定 施設に指定 されている施 されている施 されている施 設、実応急		施設の中で、防災 対策、救助活動等 の拠点となる建築 物	小学校等(公共建築物)、入所施設、福祉施設、学校(公共建築物)、医療施設、集会場・公会堂(公共建築物)、公益施設(公共建築物)	<診断> 耐健第 の第 を 等 り を り り り り り り り り り り り り り り り り	<診断> 昭和 46 年 以前の建 築物	< 診断 >
耐震		対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署		以外の建築物 (付属建築物等)	の附属建築物	<改修> 耐震性の ランク 及 び	<改修> 耐震性の ランク 及 び	<改修> 耐震性のラ ンク
震改修促進法第6条1号	В	不特定多数 の大が避難 施設として使 用するA類 のあるA類 外の施設		主として避難施設として使用される建築物	幼稚園、保育所、 小学校等(民間建築物)、学校(民間建築物)、集会場・ 公会堂(民間建築物)、博物館・美術館・図書館 体育館			
				(付属建築物等) 利用する人の生 命・身体の安全を 図る建築物	ホテル・旅館、停車場等	<診断> 耐震改修 促進法第7 条第2項		<診断> -
	С	A,B類以外 の施設		以外の建築物 (付属建築物等)	劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、 飲食・風俗、サービス業用店舗、自動 車車庫		<改修>	<改修> 耐震性のラ ンク
		足進法第6条2号 貯蔵又は処理場		途に供する建築物)		U.		

公表する建築物は、指示した建築物に限る。

表 - 29 各ランクの建築物の耐震性能

耐震性ランク	建築物の構造耐震指標及び保有水 平耐力に係る指標	耐震性能
	ls が 0.6 以上の場合で、かつ、q が	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危
	1.0 以上の場合	険性が低い。
	及び 以外の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危
		険性がある。
	Is が 0.3 未満の場合又は q が 0.5 未	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危
	満の場合	険性が高い。

2 所管行政庁との連携

特定建築物の所有者に対しての指導等に関しては、優先的に指導を行うべき建築物の選定及び実施、公表について、所管行政庁と連携を図りながら進めます。また、建築基準法第 10 条に基づく勧告・命令についても、その実施基準及び実施方法等について、所管行政庁と連携して進めます。

なお、所管行政庁により行う指導等については、表 - 10 (P16 参照) の耐震化の優先度の高い建築物から実施していきます。

VI その他耐震改修等の促進に関し必要な事項

1 市町が定める耐震改修促進計画の策定

耐震改修促進法第5条第7項において、市町においても「耐震改修促進計画」の策定に努めるとされています。三重県では、甚大な被害をもたらすと予想される、東南海・南海地震等の発生が切迫していることから、他県にまして一層、市町及び県民のみなさんによる耐震化への取組みが重要です。耐震化の促進を計画的、効果的に進めていくため、市町についても「耐震改修促進計画」の策定を平成19年度中に実施するよう、促していきます。

計画策定にあたっては、国の基本方針と「三重県耐震改修促進計画」の内容を勘案し、地域固有の状況に配慮して作成します。

1. 市町耐震改修促進計画において記載する事項

(1) 住宅・建築物の耐震化の現状と目標の設定に関する事項

市町の住宅・建築物の耐震化の現状について記載します。

耐震化の目標については、「三重県耐震改修促進計画」に定める目標に基づき、市町が取り組むべき 住宅・建築物の耐震化の数量を明確にするとともに、市町有建築物の耐震化については、耐震化整備プログラムを策定し、計画的かつ重点的に耐震化に取り組むこととします。

(2) 避難者等の通行を確保すべき道路の指定及び調査

「三重県耐震改修促進計画」では、「三重県地域防災計画」に位置づけられている第1次・第2次・第3次の緊急輸送道路を避難者等の通行を確保すべき道路として指定します。市町は、市町耐震改修促進計画において、それらの道路を補完し、避難や緊急物資の輸送が出来るよう、避難者等の通行を確保すべき道路の指定を行います。

指定する道路としては、市町の地域防災計画に位置づけられている緊急輸送道路、あるいは、県が定める緊急輸送道路と広域避難場所や災害拠点施設等を結ぶ主要な道路等が考えられます。

(3) 重点的に耐震化を進める区域の設定

市町内の住宅・建築物の耐震化については、全ての区域において一括して進めることは、物理的に困難であると考えられます。そのため、目標設定において優先的に耐震化を促進する建築物の用途の他に、被害発生の危険性が高い密集市街地や、優先的に耐震化を促進する建築物が集積している区域等、重点的に耐震化を進める区域を設定することで、効率的・効果的に耐震化が行えます。

なお、各市町の密集市街地については、平成 17 年度に策定された「三重県密集市街地整備基本方針」において、県内約 300 地区の密集市街地が抽出されていますので、これらの結果を参考に、優先的に整備すべき区域を設定することも考えられます。

(4) 地震防災マップの作成・公表

市町は、県民のみなさんが地震災害の危険性に対する認識を高めてもらい、地震に関する防災対策が自らの問題・地域の問題として意識し、耐震化や防災活動に取り組むきっかけをつくるためのツールの一つとして考えられる地震防災マップについて記載します。県で作成した地震防災マップを基にして作成したり、必要に応じて詳細な地震防災マップを作成することも考えられます。

地震防災マップには、地震による揺れやすさを示すとともに、公表の対象となっている特定建築物の位置、緊急輸送道路や避難路、避難場所、優先的に耐震化を進める区域等を表示することが考えられます。各市町は、それぞれの地域の実情にあわせて、これらの情報の内、必要なものを表現します。

この地震防災マップは、各戸に配布したり、地元組織による耐震化や防災まちづくりへの取組みに際して、現状を把握するためのツールとして活用する他、電子データとしてホームページ等に掲載し、公表の対象となっている特定建築物の耐震化の状況や地元組織の取組み状況等について表示し、啓発活動を行うことも考えられます。

表 - 30 地震防災マップに記載する事が考えられる項目と留意点

項目	記載方法	留意事項				
想定される地震が発生した場合の地表の揺れやすさ	東南海・南海地震等の大規模な地震が発生した場合の地表の揺れやすさについてメッシュにより表示します。	「都道府県耐震改修促進計画の作成の手引き」では、個別建築物の判別が可能となるよう、50m 程度のメッシュで表現することが望ましいとされていますが、市町の既存データの状況等に応じて、メッシュの大きさについては、任意に設定することも考えられます。				
▮液状化危険区域 ▮	東海地震、東南海・南海地震 等の大規模地震が発生した場 合に液状化が予想される区域 について表示します。					
▎冿冹俄害厄陕区璵 ┃	東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震が発生した場合に津波被害が予想される区域について表示します。	三重県が平成 15 年度に作成した「津波 浸水予測図」の結果を表現することが考 えられます。				
特定建築物の位置	公表の対象となっている特定 建築物の位置を表示します。	位置の表示とともに、ホームページ等に 掲載する場合は、耐震診断結果及び耐震 化の状況についても表現することが考 えられます。				
緊急輸送道路·避難路	三重県耐震改修促進計画及び 市町耐震改修促進計画におい て位置づけられた道路につい て表示します。					
避難場所	地域防災計画に位置づけられ ている避難場所について表示 します。	避難場所の表示については、広域避難場 所・一時避難所等に区分して表示すると 分かりやすくなります。				
優先的に耐震化を進める区 域	市町耐震改修促進計画において位置づけた優先的に耐震化を進める区域を表示します。	対象区域を表示する場合は、どのような要因で危険性が高いのかを表示することにより、地元住民への啓発や取り組むべき事項を明確にすることができます。				

(5) 啓発及び知識の普及に関する事項

耐震化を促進するための地元組織の育成及び連携方法についても記載します。なお、地元組織の立ち上げ及び初期段階での取組みについては「自主防災リーダーハンドブック」や「三重県密集市街地整備基本方針」の中にも参考になる事例が記載されています。

さらに、相談窓口の設定および、特定建築物への指導・勧告等のあり方についても、所管行政庁等に おいて必要に応じて記載します。

2 関係団体によるNPO等の設置と事業概要

1. 木造住宅の耐震診断等をするNPO

平成14年に設立された「NPO法人 三重県木造住宅耐震促進協議会」や、平成16年に設立された「NPO 安心なまちづくりの会」では、市町からの木造住宅耐震診断の委託事業や耐震診断や耐震補強計画の判定業務に取組むほか、相談窓口の設置など耐震化に向けた普及啓発等にも取組んでいます。

2 . 三重県木造住宅耐震化推進会議

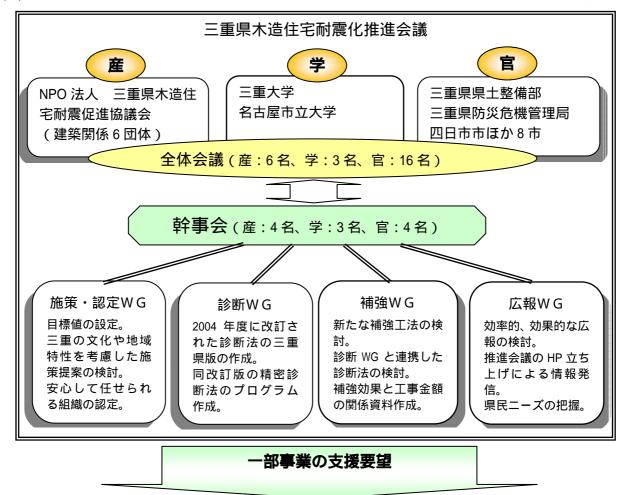
平成 17 年に産(建築士等の団体、NPO)、学(三重大学等)、官(県と市町)で「三重県木造住宅耐震化推進協議会」を設置して、「施策・認定」「診断」「補強」「広報」のワーキンググループで新たな補強工法の検討や効率的な県内の広報活動統一化などの検討を行ってきました。今後も引き続き精密診断法の普及、低廉な耐震補強工法の開発について研究を進めていきます。

図 - 12 三重県木造住宅耐震化推進会議の概要

目的 平成 17 年 3 月に国土交通省が、建物の耐震化を今後重点的に進めるため「住宅・建築物の地震防災推進会議」を設置し、住宅の耐震化率を「今後 10 年程度で 9 割に引き上げる」との目標を設定したのを受け、三重県でも産・学・官の協働なくては耐震化が推進されないと考えられることから、関係機関の役割分担を明確にし、どのように連携し、いかに耐震化を推進するかを検討する。

活動目標

- (1) 住宅マスタープランへ反映できる内容の施策を提案する。
- (2) 県内の自治体が統一して実施可能な施策を提案する。
- (3) 県内の密集市街地において緊急について実施可能な施策を提案する。
- (4) 津波、液状化など地震により付随して発生する災害などへ幅広〈展開可能な施策を検討する。



事業の精査を行い、県は必要な事業に対して委託も検討。

設立準備会 平成 17 年 4 月 26 日 平成 17 年 5 月 16 日 全体会議 第 1 回平成 17 年 5 月 31 日 第 2 回平成 17 年 7 月 28 日 幹事会 第 1 回平成 17 年 6 月 14 日 第 2 回平成 17 年 7 月 28 日

施策・認定WG検討会診断WG検討会補強WG検討会平成 17 年 7 月 20 日神強WG検討会平成 17 年 7 月 25 日広報WG検討会平成 17 年 7 月 20 日

VII 耐震改修の促進に向けて

本計画では、平成 27 年度末までに住宅及び建築物の耐震化率を 90%にすることを目標に掲げ、耐震診断・耐震改修を促進していくことにしています。

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、国、県、市町の努力はもちろんのこと、住宅・建築物の 所有者による取組みが最も重要です。また、自治会単位の地元組織等による地域ぐるみの取組みにより、 耐震改修を進めることでより安心して暮らせるまちになります。

そのため、本計画で示した優先的に取組むべき災害応急対策活動に必要な施設については、計画的に 耐震化を促進します。特に、緊急輸送道路の通行の確保は発災後の救援活動に重要な要素であることか ら、緊急輸送道路沿道の特定建築物について、優先順位を定め重点的に耐震化を促進します。

また、建築物の所有者等が安心して積極的に耐震化に取組むことが出来る環境の整備や情報の発信を行うと共に、勧告・命令等の実施を視野に入れた指導行政の強化を図っていきます。



1 . 特定建築物数

(1) 県有建築物

表 - 31 県有特定建築物

			特定建	築物計	
	用途	Ţ	昭和 56 年	昭和 55 年	以前建築
	かが国		以降建築		うち指示対象
	幼稚園	0	0	0	0
	保育所	0	0	0	0
	小学校等	29	18	11	6
	入所施設	5	5	0	0
	福祉施設	5	1	4	3
	体育館	0	0	0	0
	学校(幼稚園・小学校を除く)	353	155	198	ı
	医療施設	1	0	1	1
	集会施設	8	8	0	0
	物販店舗	1	0	1	1
┃ 耐震改修	ホテル、旅館	0	0	0	0
促進法第	博物館、美術館、図書館	2	1	1	1
6条第1号	遊技場	0	0	0	0
	公衆浴場	0	0	0	0
	飲食・風俗	0	0	0	0
	サービス業用店舗	0	0	0	0
	停車場等	0	0	0	0
	自動車車庫	1	1	0	0
	公益施設	55	36	19	10
	事務所	0	0	0	ı
	運動施設	6	6	0	0
	賃貸住宅等	144	78	66	-
	工場	0	0	0	-
耐震改修 促進法第 6条第2号	危険物貯蔵・処理施設	0	0	0	0
	合 計	610	309	301	22

(2) 市町有建築物

表 - 32 市町有特定建築物

			特定建	築物計	
	用途	•	昭和 56 年	昭和 55 年	以前建築
	幼稚園		以降建築		うち指示対象
	幼稚園	32	18	14	5
	保育所	23	15	8	6
	小学校等	862	321	541	407
	入所施設	8	6	2	0
	福祉施設	38	24	14	2
	体育館	54	35	19	10
	学校(幼稚園・小学校を除く)	18	18	0	-
	医療施設	24	13	11	8
	集会施設	44	17	27	14
	物販店舗	3	1	2	1
耐震改修	ホテル、旅館	5	4	1	1
促進法第	博物館、美術館、図書館	14	10	4	3
6条第1号	遊技場	4	4	0	0
	公衆浴場	0	0	0	0
	飲食・風俗	0	0	0	0
	サービス業用店舗	0	0	0	0
	停車場等	0	0	0	0
	自動車車庫	6	5	1	1
	公益施設	85	37	48	27
	事務所	17	17	0	-
	運動施設	6	5	1	1
	賃貸住宅等	244	101	143	-
	工場	8	8	0	-
耐震改修 促進法第 6条第2号	危険物貯蔵・処理施設	5	5	0	0
	合 計	1,500	664	836	486

(3) 民間建築物

表 - 33 民間特定建築物

			特定建	築物計		
	用途	Ţ	昭和 56 年	昭和 55 年	以前建築	
			以降建築		うち指示対象	
	幼稚園	43	23	20	15	
	保育所	48	24	24	10	
	小学校等	18	13	5	2	
	入所施設	146	126	20	8	
	福祉施設	34	31	3	1	
	体育館	38	20	18	11	
	学校(幼稚園・小学校を除く)	104	48	56	-	
	医療施設	167	104	63	30	
	集会施設	53	31	22	15	
	物販店舗	183	105	78	40	
耐震改修	ホテル、旅館	428	214	214	117	
促進法第	博物館、美術館、図書館	1	1	0	0	
6条第1号	遊技場	41	26	15	5	
	公衆浴場	3	3	0	0	
	飲食・風俗	38	17	21	8	
	サービス業用店舗	31	14	17	3	
	停車場等	5	3	2	1	
	自動車車庫	28	20	8	6	
	公益施設	17	9	8	2	
	事務所	475	284	191	-	
	運動施設	19	11	8	6	
	賃貸住宅等	1,492	1,009	483	-	
	工場	577	396	181	-	
耐震改修 促進法第 6条第2号	危険物貯蔵・処理施設	1,434	772	662	259	
	合 計	5,423	3,304	2,119	539	

2. 特定建築物の耐震化の現状

(1) 県有建築物

表 - 34 県有特定建築物

用途			特定建	築物計	
			耐震性有り 建築物数	耐震性無し 建築物数	耐震化率(%)
	幼稚園	0	0	0	-
	保育所	0	0	0	-
	小学校等	29	27	2	93%
	入所施設	5	5	0	100%
	福祉施設	5	2	3	40%
	体育館	0	0	0	-
	学校(幼稚園・小学校を除く)	353	306	47	87%
	医療施設	1	0	1	0%
	集会施設	8	8	0	100%
	物販店舗	1	0	1	0%
耐震改修	ホテル、旅館	0	0	0	-
促進法第	博物館、美術館、図書館	2	1	1	50%
6条第1号	遊技場	0	0	0	-
	公衆浴場	0	0	0	-
	飲食・風俗	0	0	0	-
	サービス業用店舗	0	0	0	-
	停車場等	0	0	0	-
	自動車車庫	1	1	0	100%
	公益施設	55	45	10	82%
	事務所	0	0	0	-
	運動施設	6	6	0	100%
	賃貸住宅等	144	143	1	99%
	工場	0	0	0	-
耐震改修 促進法第 6条第2号	危険物貯蔵・処理施設	0	0	0	-
	合 計	610	544	66	89%

(2) 市町有建築物

表 - 35 市町有特定建築物

			特定建築物計				
用途			耐震性有り 建築物数	耐震性無し 建築物数	耐震化率(%)		
	幼稚園	32	29	3	91%		
	保育所	23	21	2	91%		
	小学校等	862	675	187	78%		
	入所施設	8	6	2	75%		
	福祉施設	38	32	6	84%		
	体育館	54	45	9	83%		
	学校(幼稚園・小学校を除く)	18	18	0	100%		
	医療施設	24	19	5	79%		
	集会施設	44	29	15	66%		
	物販店舗	3	2	1	67%		
耐震改修	ホテル、旅館	5	5	0	100%		
促進法第6条第1号	博物館、美術館、図書館	14	14	0	100%		
	遊技場	4	4	0	100%		
	公衆浴場	0	0	0	-		
	飲食・風俗	0	0	0	-		
	サービス業用店舗	0	0	0	-		
	停車場等	0	0	0	-		
	自動車車庫	6	6	0	100%		
	公益施設	85	55	30	65%		
	事務所	17	17	0	100%		
	運動施設	6	5	1	83%		
	賃貸住宅等	244	196	48	80%		
	工場	8	8	0	100%		
耐震改修 促進法第 6条第2号	危険物貯蔵・処理施設	5	5	0	100%		
	合 計	1,500	1,191	309	79%		

(3) 民間建築物

表 - 36 民間特定建築物

用途		特定建築物計				
			耐震性有り 建築物数	耐震性無し 建築物数	耐震化率(%)	
	幼稚園	43	23	20	53%	
	保育所	48	24	24	50%	
	小学校等	18	13	5	72%	
	入所施設	146	126	20	86%	
	福祉施設	34	31	3	91%	
	体育館	38	20	18	53%	
	学校(幼稚園・小学校を除く)	104	48	56	46%	
	医療施設	167	104	63	62%	
	集会施設	53	31	22	58%	
	物販店舗	183	105	78	57%	
耐震改修	ホテル、旅館	428	214	214	50%	
促進法第	博物館、美術館、図書館	1	1	0	100%	
6条第1号	遊技場	41	26	15	63%	
	公衆浴場	3	3	0	100%	
	飲食・風俗	38	17	21	45%	
	サービス業用店舗	31	14	17	45%	
	停車場等	5	3	2	60%	
	自動車車庫	28	20	8	71%	
	公益施設	17	9	8	53%	
	事務所	475	284	191	60%	
	運動施設	19	11	8	58%	
	賃貸住宅等	1,492	1,009	483	68%	
	工場	577	396	181	69%	
耐震改修 促進法第 6条第2号	危険物貯蔵・処理施設	1,434	772	662	54%	
	合 計	5,423	3,304	2,119	61%	

民間の特定建築物の耐震性の有無については、昭和 56 年以降の建築物を耐震性有り、昭和 55 年以前の建築物を耐 震性無しとしています。

2 特定建築物の耐震化の優先順位の分類

特定建築物の耐震化の優先順位の設定については、公共建築物及び民間それぞれについて、以下の表に基づき、用途毎に優先順位を設定しています。

表 - 37 特定建築物の優先順位の分類

法	用途		分類		
<i>)</i> 五		用壓	公共	民間	
	幼稚園		В -	В -	
	保育所		В -	B -	
	小学校等		A -	B -	
	入所施設		A -	A -	
	福祉施設		Α -	A -	
	体育館		В -	В-	
	学校(幼稚園・	小学校除く)	A -	В -	
	医療施設		A -	A -	
	集会施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場	C -	C -	
		集会場、展示場、公会堂	A -	B -	
	物販店舗		C -	C -	
耐震改修促 進法第6条	ホテル、旅館		C -	C -	
第1号	博物館、美術館	、図書館	В -	В -	
	遊技場		C -	C -	
	公衆浴場		C -	C -	
	飲食・風俗		C -	C -	
	サービス業用店舗		C -	C -	
	停車場等		C -	C -	
	自動車車庫		C -	C -	
	公益施設		Α -	В -	
	事務所		C -	C -	
	運動施設		C -	C -	
	賃貸住宅等		C -	C -	
	工場		C -	C -	

3 市町が定める避難路等の設定の考え方の参考資料

大臣基準改正に係る広域避難地・避難との設計について

平成 16 年国土交通省告示第 767 号に関連して、国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市 防災専門官より広域避難地・避難路の設定について留意事項が下記のとおり通知されるとともに、「 簡便法を用いた避難地の安全性検討の手順」及び「 避難路の適否の判定」が示されている。

1. 広域避難地に関する計画指針

(1) 広域避難地の役割と基本的要件

広域避難地は、地震に伴う市街地火災から避難者の生命、身体を保護する役割を有するため、 避難計画人口や周辺市街地の状況に対応した、必要な規模及び構造を有するものとして計画する。 また、周辺不燃化、市街地の整備、防災緑化等を推進し、避難有効面積の拡大を図るものとす る。

(2) 広域避難地の規模・構造に関する計画指針

既成市街地の区域又はその周辺の地域における公園、緑地、広場その他の公共空地であり、地震災害時において主として一の市町村の区域内に居住する者の広域的な避難の用に供する公共空地であって、以下のいずれかに該当するものであること。

イ 面積が 10ha 以上のもの

- ロ 面積が 10ha 未満の公共空地で、当該公共空地に隣接し、又は近接してこれと一体的に避難 地としての機能を有する公共施設、その他の施設の用に供する土地の区域と合計面積が 10ha 以上となるもの
- ハ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると 認められるもの。(イ又は口に該当するものを除く)

2.避難路に関する計画指針

(1)避難路の役割と基本的要件

避難路は、地震の際など市街地火災時に避難者が広域避難地に避難するための道路、緑地及び 緑道等である。避難路の基本的性能は、災害時の避難者の安全な通行の確保であり、避難者数、 避難時間、沿道の建築物の状況、車両の通行量、緊急車両の活動などに配慮して計画する。火災 危険性が高い市街地では、沿道不燃化など適切な対策を講じる。

(2)避難路の規模・構造に関する計画指針

避難路は、避難地に接続し避難路ネットワークとして形成されるものであり、広域避難地又は これに準ずる安全な場所へ通ずる道路又は緑道であって、次のいずれかに該当するものであるこ と。

- イ 幅員が 15m 以上の道路又は幅員が 10m 以上の緑道
- 口 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必 用な機能を有すると認められる道路又は緑道(イに該当するものを除く)

簡便法を用いた避難地の安全性検討の手順

広域避難地としての候補地に対して、方向別の市街地データをもとに、避難地の方向別必要前面距離 Lを計算する。

現状の必要前面距離 L1 について、不燃化などの対策による効果 L2 を低減することができる。

必要前面距離 L = 現状での面前距離 L1 - 対策による前面距離の増減 L2

(1)現状での必要前面距離 L1(単位:m)の求め方

L1=m×(1.412-00093C)+19.4 m:建ペい率(%) C:不燃化率(%)

(2)対策による全面距離の増減 L2 の求め方

周辺区域で不燃化を行う場合は、不燃化する区域幅、設定する建物高さ等に応じて必要全面距離を増減できるものとする。

a)不燃化区域幅の効果 La

不燃化区域の幅を Am とった場合、全面距離を (A+10) m だけ減少させることができる。

b)不燃化建物の最低限高さによる効果 Lb

最低限高さを設定した場合 7m を基準として、超える高さ 1m につき前面距離 2.5m だけ減少できる。

c)防災緑化の効果 Lc

防災緑化(火災の遮蔽上有効な2列以上による樹林を市街地から20m以上離して設置する)については、必要前面距離に対して10mを減少できる。

(3) 最終的に必要な前面距離

(1)、(2)によって求めたL1、L2から必要前面距離を求める。

L=L1-L2 L2=(La+Lb+Lc+Ld)

但し最低は30m(防火緑化がある場合は20m)とする。

避難地内で各方向からこの距離をとったときに、内部に安全面積が残らない場合は、現状のままでは、 広域避難地に設定しないものとする。

(4)有効避難面積の算定

隣り合う2方向からの火災を想定して必要前面距離を設定し、避難区域面積を求め、避難地内の障害物等を除いて有効避難面積を算定する。

避難路の適否の判定

幅員が15mに満たない道路などでは、建物倒壊、落下物による閉塞範囲、駐車・放置車両による閉塞

範囲、避難に必要な幅員、救助・消化活動などに必要な幅員を算定し、現況幅員や予定幅員と比較し、 過不足を判定する。幅員が15mを超える場合でも、避難者数にもとづく避難に必要な幅員の検討を行い、 検証もしくは対策を図ることが望ましい。

(1)候補路線の設定と沿道市街地状況の把握

都市計画道路及び緑道など、避難路になりうる候補路線を選定する。候補となる最小の幅員はおおむね8m以上とする。

候補路線について、沿道市街地の状況、沿道建築物の経年、落下物の危険性、予想される建物倒壊率、 候補路線の歩道設置や緑化状況などを把握する。

(2)確保できる有効幅員 W1 の算定

地震時に建物倒壊や落下物の恐れがある市街地では、当該路線がそれによる閉塞をうけるものとして、 全幅員から減じ、確保できる有効幅員とする。

1) 落下物による閉塞

片側につき最低 1m とする。

2) 建物倒壊による閉塞範囲

片側につき最低 4m とする。ただし、老朽建物が少ない、想定される地震での建物倒壊は局部的と 判定される場合、耐震不燃化が進んでいる路線では想定しないこともできる。

3) 駐車車両による閉塞

車両通行の多い道路においては、駐車・放置車両による閉塞範囲として、車道部分について最低 2mを設定する。なお、落下物を含め、閉塞が重複する部分はどちらか大きい数値をとる。

上記 1)~3)の合計を現況幅員若しくは計画幅員から減じて、確保できる有効幅員 W1 を定める。

(3)避難に必要な有効幅員 W2 の算定

避難に必要な有効幅員 W2 は、避難者に必要な幅員とそれ以外の活動に供する幅員の計である。

1) 避難者の通行に必要な幅員

想定される避難人口が、設定される避難速度により、設定する総避難時間内に、避難地へ到達できるように必要な幅員を算定する。

当該年の地域防災計画等と整合を図って、避難に要する時間を定める。

(例) 当該避難路を通過する計画避難者数が一定時間内に通行しうる幅員

=計画避難者数/避難歩行密度(1人/m²)/歩行速度(2000m/時)/総避難時間(2時間)

2) 消防車や緊急車両の通行に供する幅員を減じる

救助・消火活動などのために車両通行を必要とする道路では、必要な幅員として最低 4m を確保する。

自衛隊や緊急輸送車両の通行は避難とは時間帯が異なるため考えなくてもよい。しかし、広域防災 拠点等が至近で避難者の競合のおそれがある場合は、大型車両の通行を想定した幅員とする。

(4)避難路としての適否の判定

必要な有効幅員 W2 が、現状もしくは計画で確保出来る有効幅員 W1 で充足されるかどうかで判断する。

提供できる有効幅員が不足する場合、以下のような対策を講じる。

- ・路線の拡幅等による幅員の拡大
- ・路線新設による避難人口の変更、避難圏域の変更
- ・周辺の耐震不燃化や落下物対策
- ・震災時交通規制、避難誘導体制の強化など発災時の対策等

4 三重県内のエレベーターの設置年度の状況

社会資本整備審議会建築分科会、建築物等事故・災害対策部会において示された「エレベーターの地 震防災対策の推進について(平成 18 年 4 月 18 日)」によると、平成 17 年 7 月 23 日に発生した千葉県 北西部を震源とする地震においては、44 台のエレベーターに故障・損傷が発生しており、うち 19 台は つり合いおもりがガードレールから外れるなど、エレベーターのかごとつり合いおもりが衝突し人身危 害の可能性もあるものであった。

これらの人身危害の可能性のあった故障・損傷は、1998年の「昇降機耐震設計・施工指針」(1998年改訂の現行指針(新新耐震指針)以下「現行指針」という。)によるエレベーターでは発生しておらず、1972年の同指針(旧耐震指針。以下「72年指針」という。)のエレベーターが約7割、残りは1981年の同指針(新耐震指針。以下「81年指針」という。)によるエレベーターであった。

三重県内のエレベーターの設置状況は、表 38 のようになっており、72 年指針以前のエレベーターは、全体の 12%程度である。

表 38 三重県内のエレベーターの年代別設置数

設置年	不明	72 年指針以前	72 年指針以降 81 年指針以前	82 年指針以降 現行指針	現行指針	合計
設置数(基)	264	126	463	2,910	927	4,690
設置割合(%)	5.63	2.69	9.87	62.05	19.77	100.00

5 三重県内の建築年次区分による在来家屋数(平成18年1月1日現在)

表 - 39 三重県全体の建築年次区分による在来家屋調書

	居住用建築物棟数		居住用建築物以外棟数			総計			
建築年次	木造		小計	木造	木造	小計	木造	木造	小計
	Į	以外	3 41		以外	.7.11	八是	以外	.J.H1
S45年1月1日以前	235,635	21,621	257,256	95,013	43,382	138,395	330,648	65,003	395,651
343 年 1 月 1 日以前	(19.1%)	(1.7%)	(20.8%)	(7.7%)	(3.5%)	(11.2%)	(26.8%)	(5.2%)	(32.0%)
S45年1月2日~	174,507	56,952	231,459	20,302	69,545	89,847	194,809	126,497	321,306
S57年1月1日	(14.1%)	(4.6%)	(18.7%)	(1.7%)	(5.6%)	(7.3%)	(15.8%)	(10.2%)	(26.0%)
S57年1月2日以降	267,017	106,909	373,926	37,346	108,161	145,507	304,363	215,070	519,433
337年1月2日以降	(21.6%)	(8.7%)	(30.3%)	(3.0%)	(8.7%)	(11.7%)	(24.6%)	(17.4%)	(42.0%)
総計	677,159	185,482	862,641	152,661	221,088	373,749	829,820	406,570	1,236,390
#応日	(54.8%)	(15.0%)	(69.8%)	(12.4%)	(17.8%)	(30.2%)	(67.2%)	(32.8%)	(100%)

各市町からのヒアリングによる集計結果

1. 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)(抜粋)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、 建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、 もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。
- 2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若 しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。
- 3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項 又は第九十七条の三第一項 の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

- 第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、 資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。
- 4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本

方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震 診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

- 第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進 を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。
- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する 安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載 することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な 避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の 促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地 に接する道路に関する事項
- 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要と

する者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

- 三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震 改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関 する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施 に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその 設立団体(地方住宅供給公社法 (昭和四十年法律第百二十四号)第四条第二項 に規定する設立団体を いい、当該都道府県を除く。)の長の同意を得なければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該 都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 . 国土交通省告示第百八十四号

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)第四条第一項の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を次のように策定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十八年一月二十五日 国土交通大臣北側一雄

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち 地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築 物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」 という。)が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。

建築物の耐震改修については、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針(平成十七年九月)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略(同年三月)において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成ための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやす

い環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の 治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築 物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠 点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公 共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診 断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの 策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して、法第七条第一項の規定に基づく指導・助言を 実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行 い、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームーページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であるとめられる建築物(別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(以下「別添の指針」という。)第一第一号及び第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。)については速やかに建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

また、法第八条第三項の計画の認定についても、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、国は、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

さらに、建築物の倒壊による道路の閉塞対策として、都道府県は、法第五条第三項第一号の規定に基づき都道府県耐震改修促進計画において必要な道路を適切に定めるべきである。

4 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団

体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい国は地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第十七条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター(以下「センター」という。)が 債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、 センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に 対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

5 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、全国の市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであり、国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

6 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、 ンター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

7 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

8 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策についての 改善指導や、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策の実施に努めるべきであり、国は、地方公共団 体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成十五年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約四千七百万戸のうち、約千百五十万戸(約二十五%)が耐震性が不十分と推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十年の約千四百万戸から五年間で約二百五十万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは五年間で約三十二万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第六条第一号に掲げる学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム等であって、階数が 三以上、かつ、延べ面積が千平方メートル以上の建築物(以下「多数の者が利用する建築物」という。) については、約三十六万棟のうち、約九万棟(約二十五%)が耐震性が不十分と推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略(中央防災会議決定)において、十年後に死者数及び 経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされたことを踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者 が利用する建築物の耐震化率について、現状の約七十五%を、平成二十七年までに少なくとも九割にす ることを目標とする。耐震化率を九割とするためには、今後、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万 戸(うち耐震改修は約百万戸)、多数の者が利用する建築物の耐震化は約五万棟(うち耐震改修は約三 万棟)とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを二倍ないし三倍にす ることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、今後五年間で、 十年後の耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、住宅については約百万戸、多数の者が利用する建築物については約三万棟の耐震診断の実施が必要であり、さらに、平成二十七年までに、少なくとも住宅については百五十万戸ないし二百万戸、多数の者が利用する建築物については約五万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、今後、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかど うかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。し かしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、 別添の指針に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(以下「地震防災マップ」という。)、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の 促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画(以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。)を、法施行後できるだけ速やかに策定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の策定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行うことが考え

られる。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二2の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の 規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めるこ とが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。

特に、学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。また、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成する

ことが望ましい。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、 実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐 震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概 要等を定めることが望ましい。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき道路は、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所に通ずる道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、平成二十七年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

また、同項第二号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第十三条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第三号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社以下機構等(「」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内のすべての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

5 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応

方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、法第七条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

6 市町村耐震改修促進計画の策定

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第五条第七項において、基礎自治体である市町村においても耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限りすべての市町村において耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村の耐震改修促進計画の内容については、この告示や都道府県耐震改修促進計画の内容を勘案しつつ、地域の状況を踏まえ、詳細な地震防災マップの作成及び公表、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民等との連携による啓発活動等について、より地域固有の状況に配慮して作成することが望ましい。

附則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百二十号)の施行の日(平成十八年一月二十六日)から施行する。
- 2 平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

(別添)建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

第一 建築物の耐震診断の指針

建築物の耐震診断は、当該建築物の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第1条第3号に規定するものをいう。以下同じ。)、屋根ふき材等(屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものをいう。以下同じ。)及び建築設備(建築基準法第2条第3号に規定するものをいう。以下同じ。)の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、腐食、腐朽又は摩損の度、材料強度等に関する実地調査、当該建築物の敷地の状況に関する実地調査等の結果に基づき、次の各号によりそれぞれ行うものとする。この場合において、木造の建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分(以下「木造の建築物等」という。)にあっては第1号、第3号及び第4号に、木造の構造部分を有しない建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の木造以外の構造部分(第2号において「鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等」という。)にあっては第2号から第4号までにそれぞれ適合する場合に、当該建築物は地震に対して安全な構造であると判断できるものとする。ただし、国土交通大臣がこの指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって耐震診断を行う場合においては、当該方法によることができる。

- 一 木造の建築物等については、各階の張り間方向及びけた行方向の構造耐震指標を次のイから ハまでに定めるところによりそれぞれ求め、別表第1により構造耐力上主要な部分の地震に対 する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い と判断されること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により建築物の部材等 の劣化状況を適切に考慮するものとする。
 - イ 建築物の各階の張り間方向又はけた行方向の構造耐震指標は、次の式により計算すること。

$$Iw = \frac{Pd}{Or}$$

この式において、Iw、Pd 及び Qr は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- Iw 各階の張り間方向又はけた行方向の構造耐震指標
- Pd 各階の張り関方向又はけた行方向の耐力(以下「保有耐力」という。)を表すもの として、各階の当該方向の壁を設け又は筋かいを入れた軸組(以下「壁等」とい う。)の強さ及び配置を考慮して口に定めるところにより算出した数値(単位 キ ロニュートン)
- Qr 各階の必要保有耐力を表すものとして、各階の床面積、積雪荷重、建築物の形状、 地盤の種類等を考慮してハに定めるところにより算出した数値(単位 キロニュー トン)
- ロ イに定める建築物の各階の張り間方向又はけた行方向の Pd は、次の式によって得られる数値とする。ただし、建築物の各階の保有水平耐力(令第82条の4に規定する各階の水平力に対する耐力をいう。以下同じ。)及び軟性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができるものとする。

Pd = (Pw + Pe) E

この式において、Pd、Pw、Pe 及び E は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Pd イに定める Pd の数値(単位 キロニュートン)

- Pw 各階の張り間方向又はけた行方向につき、壁等の強さに基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数を乗じた数値(単位 キロニュートン)。ただし、壁等の強さは、各階の張り間方向又はけた行方向につき、令第46条第4項の表1の軸組の種類の欄に掲げる区分に応じて倍率の欄に掲げる数値に1.96を乗じた数値(別表第2の軸組の種類の欄に掲げる軸組にあっては、それぞれ同表の倍率の欄に掲げる数値とする。)(以下「壁強さ倍率」という。)に当該軸組の長さ(単位 メートル)を乗じた数値とし、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数は、最上階及び地階を除く階数が1の建築物にあっては別表第3−1、地階を除く階数が2の建築物の1階並びに地階を除く階数が3の建築物の1階及び2階にあっては別表第3−2の壁強さ倍率、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法に応じて、これらの表の低減係数の欄に掲げる数値とする。
- Pe 壁等の強さ以外の耐力を表す数値として、ハに定める Qr の数値に0.25を乗じた数値とする (単位 キロニュートン)。ただし、建築物の壁等の部分以外の部分の耐力として、建築物の保有水平耐力及び靱性に及ぼす影響を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができるものとする。
- E 壁等の配置による保有耐力の低減を表す数値として、別表第4の偶端部分の壁量充 足率、反対側の側端部分の壁量充足率及び直上階の床の仕様に応じて、同表の低減 係数の欄に掲げる数値
- ハ イに定める建築物の各階の Qr は、次の式によって得られる数値(1階が鉄骨造又は鉄筋 コンクリート造で2階又は3階が木造である建築物の木造部分の階の Qr にあっては、同式 によって得られる数値を1.2倍した数値)とする。ただし、令第88条第1項及び第2項の規 定により各階の地震力を算出する場合においては、当該算出によることができるものとする。 Qr = (Cr+ Ws) AfZCdCg

この式において、Qr、Af、Cr、Ws、Z、Cd 及び Cg は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- Or イに定める Or の数値(単位 キロニュートン)
- Cr 単位床面積当たりの必要保有耐力として、別表第5の建築物の種類及び階数に応じて、同表の単位床面積当たりの必要保有耐力の欄に掲げる数値(単位 1平方メートルにつきキロニュートン)
- Ws 令第86条第2項ただし書の規定により、特定行政庁が指定する多雪区域内の建築物 にあっては、同条第3項に規定する垂直積雪量(単位 メートル)に0.26を乗じた 数値、それ以外の建築物にあっては零(単位 1平方メートルにつきキロニュート ン)

Af 当該階の床面積(単位 平方メートル)

- Z 令第88条第1項に規定するZの数値
- Cd 張り間方向又はけた行方向のいずれか短い方の長さが4メートル未満の建築物であって、地階を除く階数が2の建築物の1階又は地階を除く階数が3の建築物の1階至は地階を除く階数が3の建築物の1階若しくは2階の場合には1.13、その他の場合には1
- Cg 令第88条第2項ただし書の規定により、地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する区域内における建築物にあっては1.5、それ以外の建築物にあっては1
- 二 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等については、各階の構造耐震指標を次のイからハまでに、各階の保有水平耐力に係る指標を二に定めるところによりそれぞれ求め、これらの指標に応じ別表第6により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により建築物の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。
 - イ 建築物の各階の構造耐震指標は、次の式により計算すること。

$$Is = \frac{Eo}{FesZRt}$$

この式において、Is、Eo、Fes、Z及びRtは、それぞれ次の数値を表すものとする。た だし、Fes については、地震時における建築物の形状が当該建築物の振動の性状に与え る影響を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることが できる。

- Is 各階の構造耐震指標
- Eo 各階の耐震性能を表すものとして、各階の保有水平耐力及び各階の製性を考慮して 口に定めるところにより算出した数値
- Fes 令第82条の4第2号に規定する Fes の数値
- Z 令第88条第1項に規定するZの数値
- Rt 令第88条第1項に規定する Rtの数値
- ローイに定める建築物の各階の Eo は、次の(1)の式によって得られる数値又は次の(2)の式によって得られる数値 (当該建築物の構造耐力上主要な部分である柱、壁若しくははり又はこれらの接合部が、せん断破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれがなく、かつ、当該建築物の特定の部分に生ずる塑性変形が過度に増大しないことが確かめられる場合には、これらの式の右辺に次の(3)の式により得られる割増係数を乗じることができるものとする。) のいずれか大きなものとする。ただし、各階の Eo は、塑性変形の度が著しく低い柱が存在する場合又は地震力の大部分を負担する柱、筋かい又は壁以外の一部の柱のみの耐力の低下によって建築物が容易に倒壊し、又は崩壊するおそれがある場合においては次の(1)の式によって計算するものとするほか、建築物の保有水平耐力及び報性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができるものとする。

$$Eo = \frac{QuF}{WAi}$$

(2)
$$E_0 = \frac{\sqrt{(Q_1F_1)^2 + (Q_2F_2)^2 + (Q_3F_3)^2}}{WAi}$$

(3)
$$\alpha = \frac{2(2n+1)}{3(n+1)}$$

(1)から(3)までの式において、 E_0 、 Q_u 、F、W、Ai、 Q_1 、 Q_2 、 Q_3 、 F_1 、 F_2 、 F_3 、 α 及 U π は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Eo イに定める Eo の数値

Qu 各階の保有水平耐力

- F 各階の報性を表す数値で、柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあっては、当該階に作用する地震力の多くを負担する架構の種類に応じた別表第7に掲げるFiと、その他の階にあっては、当該階に作用する地震力の多くを負担する柱又は壁の種類に応じた別表第8に掲げるFiとする。ただし、当該階の地震力の大部分を負担する柱、筋かい又は壁以外の一部の柱の耐力の低下によって建築物が容易に倒壊し、又は崩壊するおそれがある場合においては、柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあっては、当該柱を含む架構の種類に、その他の階にあっては、当該柱の種類に応じた数値としなければならない。
- W 令第88条第1項の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の 固定荷重と積載荷重との和(多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。)
- A: 今第88条第1項に規定する当該階に係る Ai の数値
- Q1 ハに定める第1グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁(以下「第 1グループの架構等」という。)の水平力に対する耐力の合計
- Q2 ハに定める第2グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁(以下「第2グループの架構等」という。)の水平力に対する耐力の合計
- Q。ハに定める第3グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁(以下「第3グループの架構等」という。)の水平力に対する耐力の合計
- F₁ 第 1 グループの架構等の種類に応じた別表第 7 及び別表第 8 に掲げる当該架構等の Fi の最小値
- F₂ 第2グループの架構等の種類に応じた別表第7及び別表第8に掲げる当該架構等の Fiの最小値
- F₃ 第3グループの架構等の種類に応じた別表第7及び別表第8に掲げる当該架構等の Fiの最小値
- a 割増係数
- n 建築物の地階を除く階数

ハ 別表第7及び別表第8に掲げるFiの大きさに応じ、架構又はこれを構成する柱若しくは

壁(以下「架構等」という。)を3組に区分する場合において、Fiの最も小さな架構等を含む組を第1グループ、Fiの最も大きな架構等を含む組を第3グループ、その他の組を第2 グループとする。

ニ 建築物の各階の保有水平耐力に係る指標は、次の式により計算すること。

$$q = \frac{Qu}{FesWZRtAiSt}$$

この式において、q、Qu、Fes、W、Z、Rt、Ai B U St は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- 各階の保有水平耐力に係る指標
- Qu 口に定める Quの数値
- Fes イに定める Fes の数値
- W 口に定める Wの数値
- Z イに定める2の数値
- Rt イに定める Rt の数値
- Ai 口に定める Aiの数値
- St 建築物の構造方法に応じて定まる数値で、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあっては0.25、その他の構造方法にあっては0.3とする。
- 三 屋根ふき材等及び建築設備については、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 屋根ふき材等は、地震の震動及び衝撃によって脱落しないこと。
 - ロ 屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、地震の震動及び衝撃に対して 構造耐力上安全なものとすること。
 - ハ 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、地震の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。
 - 二 地階を除く階数が11以上である建築物の屋上に設ける冷房のための冷却塔設備は、建築物の構造耐力上主要な部分に緊結され、地震力によって脱落しない構造とすること。
 - ホ 建築物に設けるエレベーターについて、次の基準に適合すること。
 - (1) 地震の震動及び衝撃によって、網車又は巻胴から主索が外れず、かつ、レールからかご 又はつり合おもりが外れないこと。
 - (2) 昇降路内にやむを得ず設ける突出物によって地震時の鋼索、電線その他のものの機能に 支障が生じないこと。
 - (3) 原動機、制御器及び卷上機が地震の震動及び衝撃によって転倒又は移動しないこと。
- 四 建築物の敷地については、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 高さが2メートルを超える擁壁を設けた建築物の敷地にあっては、当該擁壁が次の基準に 適合すること。ただし、当該擁壁の崩壊が、周囲の建築物に被害を与えるおそれがなく、か つ、当該擁壁が崩壊する場合においても当該敷地内の建築物の基礎が地震時に生じる力を地 盤に安全に伝えることができることを確かめられる場合は、この限りでない。
 - (1) 材料の腐食、腐朽等により、構造耐力上支障となる損傷、変形等が生じていないこと。
 - (2) 石造の擁壁にあっては、裏込めにコンクリートを用いること等により、石と石とを充分

に結合したものであること。

- (3) 擦壁の裏面の排水をよくするために水抜穴を設け、搾壁の裏面で水抜穴の周辺に砂利等を詰めること等の措置が練じられていること。
- (4) 機壁が垂直方向に増設されている場合にあっては、当該機壁全体が地震時に生じる土圧 等により崩壊しないことが構造計算等により確かめられたものであること。
- ロ がけ崩れ等による被害を受けるおそれのある建築物の敷地にあっては、次のいずれかの基準に適合すること。
 - (1) イ(1)から(4)までに掲げる基準に適合する機壁の設置その他安全上適当な措置が講じられていること。
 - (2) 当該敷地内の建築物について、がけから安全上支障のない距離が確保されていること等により、被害を受けるおそれのないことが確かめられること。
- ハ 地震時に液状化するおそれのある地盤の土地である建築物の敷地にあっては、当該地盤の 液状化により建築物に構造耐力上著しい支障が生じることがないよう適当な地盤の改良等が 行われていること。

第二 建築物の耐震改修の指針

建築物の耐震改修は、耐震診断の結果に基づき、当該建築物及びその敷地が第一に定める地震に 対して安全な構造となるように、当該建築物の構造耐力上主要な部分、屋根ふき材等及び建築設備 並びに当該建築物の敷地について、次に掲げる基準に適合する方法によって行うものとする。

- 建築物を使用しつつ耐震改修を行う場合にあっては、構造耐力上主要な部分を釣合いよく配置し、地震の震動及び衝撃に対して一様に当該建築物の構造耐力が確保されるものとすること。
- 二 耐震改修による地盤の沈下又は変形に対して、建築物の基礎を構造耐力上安全なものとする こと。
- 三 木造の建築物等にあっては、前2号に適合するほか、次の方法によること。
 - イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、軸組を構成する柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材に合板をくぎで打ち付けること等によって軸組を補強すること。
 - ロ 筋かいは、その端部を、柱とはりその他の横架材との仕口に接近して、ボルト、かすがい、 くぎその他の金物で緊結し、構造耐力上主要な部分である維手又は仕口は、ボルト締、かす がい打、込み栓打その他の構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように緊結すること。
 - ハ 地盤の沈下又は変形に対して、構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用する ものの下部、土台及び基礎が構造耐力上安全なものとなるように、当該柱の下部若しくは土 台を基礎に緊結し、足固めを使用し、又は基礎を鉄筋コンクリートで補強すること。
 - 二 外壁のうち、鉄網モルタル塗その他軸組が腐りやすい構造である部分又は柱、筋かい及び 土台のうち、地面から1メートル以内の部分には、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要 に応じて、白蟻その他の虫による害を防ぐための措置を講ずること。
- 四 鉄骨造の建築物又は鉄骨造とその他の構造とを併用する建築物の鉄骨造の部分については、 第1号及び第2号に適合するほか、次の方法によること。
 - イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、筋かいを補強し、又は増設すること。この場合において、当該筋かいの端部及び接合部が破断しないものとすること。

- ロ 柱若しくははり又はこれらの接合部が、局部座屈、破断等を生ずるおそれのある場合においては、これらの部分を添板等によって補強すること。
- ハ 柱の脚部の基礎との接合部において、アンカーボルトの破断、基礎の破壊等の生ずるおそれのある場合においては、当該柱の脚部を鉄筋コンクリート造の基礎に埋め込むこと等によって当該接合部を補強すること。
- 二 腐食のおそれのある部分に使用する鋼材には、有効な錆止めを講ずること。
- 五 鉄筋コンクリート造等(組積造、補強コンクリートプロック造、鉄筋コンクリート造、鉄骨 鉄筋コンクリート造及び無筋コンクリート造をいう。以下この号において同じ。)の建築物又は鉄筋コンクリート造等とその他の構造とを併用する建築物の鉄筋コンクリート造等の部分にあっては、第1号及び第2号に適合するほか、次の方法によること。
 - イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、壁を厚くすること等により補強し、 又は壁若しくは鉄骨造の筋かいを増設すること。
 - ロ 柱がせん断破壊等によって急激な耐力の低下を生ずるおそれのある場合には、当該柱に鋼板を巻き付けることその他の朝性をもたせるための措置を譲ずること。
- 六 屋根ふき材等及び建築設備は支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、当該支持構造部は建築物の構造耐力上主要な部分に、地震の震動及び衝撃によって脱落しないようにそれぞれ緊結するとともに、地震の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。
- 七 建築物の敷地にあっては、次の方法によること。
 - イ 高さが2メートルを超える機壁を設けた建築物の敷地であって、当該機壁の崩壊により建築物が被害を受けるおそれのある場合においては、当該機壁について、地盤アンカー体、格子状に組み合わせた鉄筋コンクリート造の枠等を用いて補強すること。
 - Pがけ崩れ等による被害を受けるおそれのある建築物の敷地であって、がけ崩れ等により建築物が被害を受けるおそれのある場合においては、新たに擁壁を設置すること、イに定める方法により擁護を補強すること、がけの下の建築物にあっては土砂の流入を防止するための防護郷を設けることその他安全上必要な措置を講ずること。
 - ハ 地震時に液状化するおそれのある地盤の土地である建築物の敷地であって、当該地盤の液状化により建築物に構造耐力上著しい支障が生じるおそれのある場合においては、締固め等により地盤の改良を行うこと、当該建築物の基礎の構造を鉄筋コンクリート造のべた基礎とすることその他安全上必要な措置を講ずること。
- 八 前各号に定めるもののほか、建築物が地震に対して安全な構造となるように有効な措置を講 ずること。

別表第1

	構造耐震指標	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(一)	Iw が0.7未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
(二)	Tw が0.7以上1.0未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(E)	Iw が1.0以上の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
このす	炎において、 <i>Iw</i> は、構造耐震指	f標を表す数値とする。

別表第2

	軸組の種類	倍率
(—)	塗り厚が9センチメートル以上の土塗費 (中塗り土の塗り方が両面 塗りのものに限る。)	3.9
(=)	厚さ1.5センチメートル以上で幅 9 センチメートル以上の木材又は 径 9 ミリメートル以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組(筋かいの端部 の接合が平成12年建設省告示第1460号(以下「告示第1460号」とい う。)第 1 号の規定に適合しないものに限る。)	1.6
(三)	厚さ3センチメートル以上で幅9センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組(筋かいの端部の接合が告示第1460号第1号の規定に適合しないものに限る。)	1.9
(四)	厚さ4.5センチメートル以上で幅9センチメートル以上の木材の筋 かいを入れた軸組(筋かいの端部の接合が告示第1460号第1号の規 定に適合しないものに限る。)	2.6
(五)	9センチメートル角以上の木材の筋かいを入れた軸組 (筋かいの歯 部の接合が告示第1460号第1号の規定に適合しないものに限る。)	2.9
(大)	木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に打ち付け、これにラスシート、ワイヤラス又はメタルラスを止め付けたモルタル 塗りの壁を設けた軸組	1.6
(七)	柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横葉材の片面に窯業系サイディングをくぎ又はねじ(JIS A5508(くぎ)―1992に適合する GNF40、GNC40その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた壁(くぎの間隔が20センチメートル以下のものに限る。)を設けた軸組	1.7
(/\)	厚さ1.5センチメートル以上で幅4.5センチメートル以上の木材を50センチメートル以下の間隔で柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材にくぎ(JIS A5508(くぎ)―1992に適合するN50又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた胴縁に、窯業系サイディングをくぎ又はねじ(JIS A5508(くぎ)―1992に適合するGNF40、GNC40その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた難(くぎの間隔が20センチメートル以下のものに限る。)を設けた軸組	1.7
(九)	柱及び間柱の片面にせっこうポード (JIS A6901 (せっこうボード製品) ―1994に適合するせっこうボードで厚さが12ミリメートル以上のものに限る。以下この表において同じ。)をくぎ又はねじ (JIS A5508 (くぎ) ―1992に適合する GNF40、GNC40その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた壁 (垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が20センチメートル以下のものに限る。)を設けた軸組	1.2
(+)	厚1.5センチメートル以上で幅4.5センチメートルの木材を31センチメートル以下の間隔で柱及び間柱にくぎ(JIS A5508(くぎ)― 1992に適合するN50又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた胴縁に、せっこうボードをくぎ又はねじ(JIS A5508(くぎ)―1992に適合する GNF40、GNC40その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた壁(垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が20センチメートル以下のものに限る。)を設けた輪組	1.2
(+-)	厚さ3センチメートル以上で幅4センチメートル以上の木材を用いて柱及び間柱にくぎ(JIS A5508(くぎ)-1992に適合するN75又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた受材(くぎの間隔が30センチメートル以下のものに限る。)及び間柱、胴つなぎその他これらに類するものに、せっこうボードをくぎ又はねじ(JIS A5508(くぎ)-1992に適合するGNF40、GNC40その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた壁(垂	1.3

	れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が20センチメートル以下のものに 限る。)を設けた軸組	
(+=)	構造用合板(構造用合板の日本農林規格(昭和51年農林水産省告示第894号)に規定するもの(屋外に面する蟹又は常時湿潤の状態となるおそれのある蟹に用いる場合は特類に限る。)で厚さが7.5ミリメートル以上のものに限る。)を柱及び間柱にくぎ(JIS A5508(くぎ)一1992に適合するN50又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた壁(垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が20センチメートル以下のものに限る。)を設けた軸組	2.5
(十三)	化粧合板で厚さが5.5ミリメートル以上のものを柱及び間柱にくぎ (JIS A5508 (くぎ) ―1992に適合するN38又はこれと同等以上の 品質を有するものに限る。)で打ち付けた壁(垂れ壁及び腰壁を除き、 くぎの間隔が20センチメートル以下のものに限る。)を設けた軸組	1.4
(十四)	厚さ3センチメートル以上で幅4センチメートル以上の木材を用いて柱及び間柱にくぎ(JIS A5508(くぎ)-1992に適合するN75又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた受材(くぎの間隔が30センチメートル以下のものに限る。)及び間柱、胴つなぎその他これらに無するものに、化粧合板で厚さが5.5ミリメートル以上のものをくぎ(JIS A5508(くぎ)-1992に適合するN38又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた整(垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が20センチメートル以下のものに限る。)を設けた軸組	1.0
(十五)	令第46条第4項表1の(一)から(八)まで又は(一)から(十四)までに掲げる整又は筋かいを併用した軸組	併用する軸組の令第46条 第4項表1の(一)から (八)までの倍率の欄に掲 げる数値に1.96を乗じた 数値又は(一)から(十四) までの倍率の欄に掲げ る数値の和(当該数値の 和が9.8を超える場合は 9.8)

別表第3-1

壁強さ倍率	基礎の仕様	壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法	低減係數
2.5未満	鉄筋コンクリート造のべた 基礎又は布基礎	告示第1460号第2号に適合する接合方法とし たもの	1.0
		告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3(A)からぬまでに掲げる接合方法としたもの	1.0
		告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表36%に掲げる接合方法としたもの(当該軸租を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	0.7
		その他の接合方法としたもの	0.7
	著しいひび割れのある鉄筋 コンクリート造のべた基礎	告示第1460号第2号に適合する接合方法とし たもの	0.85
	若しくは布基礎、無筋コン クリート造の布基礎又は玉 石基礎(柱脚に足固めを設 けたものに限る。)	告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3份から向までに掲げる接合方法としたもの	0.85

		告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表36号に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	0.7
		その他の接合方法としたもの	0.7
	その他の基礎		0.7
2.5以上4.0未満	鉄筋コンクリート造のべた 基礎又は布基礎	告示第1460号第2号に適合する接合方法とし たもの	1.0
		告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3(ろ)からぬまでに掲げる 接合方法としたもの	0.8
		告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表36%に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	0.6
		その他の接合方法としたもの	0.35
	著しいひび割れのある鉄筋 コンクリート造のべた基礎	告示第1460号第2号に適合する接合方法とし たもの	0.7
	若しくは布基礎、無筋コン クリート造の布基礎又は玉 石基礎(柱脚に足固めを設 けたものに限る。)	告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3(ろからぬまでに掲げる 接合方法としたもの	0.6
	17.2 07.12.2007	告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表36年に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	0.5
		その他の接合方法としたもの	0.35
	その他の基礎	_	0.35
4.0以上6.0未満	鉄筋コンクリート造のべた 基礎又は布基礎	告示第1460号第2号に適合する接合方法とし たもの	1.0
		告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3(み)からぬまでに掲げる 接合方法としたもの	0.65
		告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3kvに掲げる接合方法としたもの(当該輪組を含む面内にある輪組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	0.45
		その他の接合方法としたもの	0.25
	者しいひび割れのある鉄筋 コンクリート造のべた基礎		0.6
	若しくは布基礎、無筋コン クリート造の布基礎又は玉 石基礎(柱脚に足固めを設 けたものに限る。)	告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3(5)から(4)までに掲げる 接合方法としたもの	0.45
		告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表36%に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	0.35
		その他の接合方法としたもの	0.25
	その他の基礎		0.25

6.0以上	鉄筋コンクリート造のべた 基礎又は布基礎	告示第1460号第2号に適合する接合方法とし たもの	1.0
		告示第1460号第2号に適合しない場合であっ て、告示第1460号表3(ろ)から凶までに掲げる 接合方法としたもの	0.5
		告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表364に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	0.35
		その他の接合方法としたもの	0.2
	著しいひび割れのある鉄筋 コンクリート造のべた基礎	告示第1460号第2号に適合する接合方法とし たもの	0.6
	若しくは布基礎、無筋コン クリート造の布基礎又は玉 石基礎(柱脚に足固めを設 けたものに限る。)	告示第1460号第2号に適合しない場合であっ て、告示第1460号表 3 (ろ)から(対までに掲げる 接合方法としたもの	0.35
	->->->->	告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3を対に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	0.3
		その他の接合方法としたもの	0.2
	その他の基礎	_	0.2

この表において、最上階の壁については、基礎の仕様の標に掲げる鉄筋コンクリート造のべた基礎又 は布基礎の項の数値を用いるものとする。

別表第3一2

壁強さ倍率	基礎の仕様	壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法	低減係数
2.5未満	_	_	1.0
2.5以上4.0未満	鉄筋コンクリート造のべた基 礎又は布基礎	告示第1460号第2号に適合する接合方法と したもの	1.0
		告示第1460号第2号に適合しない場合で あって、告示第1460号表3(ろ)から凶までに 掲げる接合方法としたもの	1.0
		告示第1460号第2号に適合しない場合で あって、告示第1460号表3を外に掲げる接合 方法としたもの(当該軸組を含む面内にあ る軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に 限る。)	0.8
		その他の接合方法としたもの	0.8
	著しいひび割れのある鉄筋コ ンクリート造のべた基礎若し	告示第1460号第2号に適合する接合方法と したもの	0.9
	くは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎 (柱脚に足固めを設けたものに限る。)	告示第1460号第2号に適合しない場合で あって、告示第1460号表 3(ろ)から(4)までに 掲げる接合方法としたもの	0.9
		告示第1460号第2号に適合しない場合で あって、告示第1460号表36州に掲げる接合 方法としたもの(当該軸組を含む面内にあ る軸組のうち、場部の柱が通し柱の場合に 限る。)	0.8
		その他の接合方法としたもの	0.8

	その他の基礎	_	0.8
4.0以上6.0未満	鉄筋コンクリート造のべた基 健又は布基礎	告示第1460号第2号に適合する接合方法と したもの	1.0
		告示第1460号第2号に適合しない場合で あって、告示第1460号表3例から図までに 掲げる接合方法としたもの	0.9
		告示第1460号第2号に適合しない場合で あって、告示第1460号表36%に掲げる接合 方法としたもの(当該軸組を含む面内にあ る軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に 限る。)	0.7
		その他の接合方法としたもの	0.7
	著しいひび割れのある鉄筋コ ンクリート造のべた基礎若し	告示第1460号第2号に適合する接合方法と したもの	0.85
	くは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎 (柱脚に足固めを設けたものに限る。)	告示第1460号第2号に適合しない場合で あって、告示第1460号表3(A)から(A)までに 掲げる接合方法としたもの	0.8
		告示第1460号第2号に適合しない場合で あって、告示第1460号表36号に掲げる接合 方法としたもの(当該輸組を含む面内にあ る輸組のうち、増都の柱が通し柱の場合に 限る。)	0.7
		その他の接合方法としたもの	0.7
	その他の基礎	_	0.7
6.0以上	鉄筋コンクリート造のべた基 礎又は布基礎	告示第1460号第2号に適合する接合方法と したもの	1.0
		告示第1460号第2号に適合しない場合で あって、告示第1460号表 3(5)から(4)までに 掲げる接合方法としたもの	0.8
		告示第1460号第2号に適合しない場合で あって、告示第1460号表36%に掲げる接合 方法としたもの(当該軸組を含む面内にあ る軸組のうち、婚部の柱が通し柱の場合に 限る。)	0.6
		その他の接合方法としたもの	0.6
	著しいひび割れのある鉄筋コ ンクリート造のべた基礎若し	告示第1460号第2号に適合する接合方法と したもの	0.8
	くは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎 (柱脚に足固めを設けたものに限る。)	告示第1460号第2号に適合しない場合で あって、告示第1460号表3(5)から凶までに 掲げる接合方法としたもの	0.7
		告示第1460号第2号に適合しない場合で あって、告示第1460号表3k-4に掲げる接合 方法としたもの(当該軸組を含む面内にあ る軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に 限る。)	0.6
		その他の接合方法としたもの	0.6
	その他の基礎		0.6

この表において、地階を除く階数が3の建築物の2階部分の壁については、基礎の仕様の欄に掲げる 鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎の項の数値を用いるものとする。

別表第4

側端部分の 壁量充足率	上欄の側端部分の反対側 の側端部分の壁量充足率	直上階の床の仕様	低減係数
0.33未満	0.33未満	_	1.0
	0.33以上0.66未満	横架材に合板を釘打ちしたもの又はこれと同 等以上の性能を有するもの	0.7
		火打ち材を設けたもの又はこれと同等以上の 性能を有するもの	0.5
		その他の仕様	0.3
-	0.66以上1.0未満	横架材に合板を釘打ちしたもの又はこれと同 等以上の性能を有するもの	0.6
		火打ち材を設けたもの又はこれと同等以上の 性能を有するもの	0.45
		その他の仕様	0.3
1.0以上	1.0以上	横架材に合板を釘打ちしたもの又はこれと同 等以上の性能を有するもの	0.6
		火打ち材を設けたもの又はこれと同等以上の 性能を有するもの	0.45
		その他の仕様	0.3
0.33以上0.66未満	0.33以上0.66未満	_	1.0
	0.66以上1.0未満	横架材に合板を釘打ちしたもの又はこれと同 等以上の性能を有するもの	0.8
		火打ち材を設けたもの又はこれと同等以上の 性能を有するもの	0.8
		その他の仕様	0.75
	1.0以上	_	0.75
0.66以上	0.66以上	_	1.0

この表における壁量充足率の算定方法については、平成12年建設省告示第1352号第1号及び第2号の 規定を準用する。この場合においては、同告示第1号中「令第46条第4項の規定の表1の数値」とある のは「令第46条第4項の規定の表1の数値に1.96を乗じたもの又は別表第2の数値」と、「同項の表2 の数値」とあるのは「別表第5の数値」と、それぞれ読み替えるものとする。

別表第5

		単位床面積当たりの必要保有耐力(1平方メートルにつきキロニュートン)						
3	建築物の種類	階数が1の 建築物	階数が2の 建築物の1階	階数が2の 建築物の2階	階数が3の 建築物の1階	階数が3の 建築物の2階	階数が3の 建築物の3階	
(-)	土蔵造の建築物 その他これに類 する壁の重量が 特に大きい建築 物	0.64	1.41	0.78	2.07	1.59	0.91	
(=)	(一)に掲げる建 築物以外の建築 物で屋根を金属 板、石板、木板 その他これらに 類する軽い材料 でふいたもの	0.28	0.83	0.37	1.34	0.98	0.43	

(三)	(一)及び(二)に 掲げる建築物以 外の建築物	0.4	1.06	0.53	1.66	1.25	0.62
20	の表における階数の	算定について	ては、地階の部	B分の階数は、	算入しないも	らのとする。	

別表第6

構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性	
(-)	Is が0.3未満の場合又は q が0.5未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊す る危険性が高い。	
(二)	(一)及び(三)以外の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊す る危険性がある。	
(三)	Is が0.6以上の場合で、かつ、q が1.0以上 の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊す る危険性が低い。	

この表において、Is 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Is 各階の構造計震指標

- q 各階の保有水平耐力に係る指標

別表第7

	架構の種類	
(-)	柱及びはりの座屈が着しく生じ難く、かつ、これらの接合部、筋かいの 接合部及び柱の脚部の基礎との接合部(以下この表において「接合部」とい う。)の破断が着しく生じ難いこと等のため、塑性変形の度が特に高いもの	4.0
(=)	柱及びはりの座屈が生じ難く、かつ、接合部の破断が著しく生じ難いこと 等のため、塑性変形の度が高いもの	3.0
(三)	柱及びはりの座屈が生じ難く、かつ、接合部の破断が生じ難いこと等のため、耐力が急激に低下しないもの	2.5
(四)	接合部の破断が生じ難いが、柱及びはりの座屈が生じ易いこと等のため、 耐力が低下するもの	2.0
(五)	柱及びはりの座屈が生じ易く、かつ、接合部に塑性変形が著しく生じ易い こと等のため、耐力が急激に低下するもの	1.5
(六)	接合部又は筋かいの破断が生じ易いもの又は(一)から(五)までに掲げるも の以外のもの	1.0
この表に	こおいて、Fi は、架構の報性を表す数値とする。	

別表第8

	柱又は壁の種類	鉄骨鉄筋コン クリート造の 柱 又 は 壁 の 所 の数値	鉄骨造及び鉄 骨鉄筋コンク リート造の柱 又は壁以外 の柱又は壁の 戸の数値
(-)	せん断破壊が著しく生じ難いため、塑性変形の度か特に高い 柱	3.5	3.2
(=)	せん断破壊が著しく生じ難いはりに専ら塑性変形が生ずる架 構の柱	3.5	3.0

the procedure and to see the second of the s	~ .	
せん断弦吸が生じ難いため、型性変形の度が高い柱	2.4	2.2
せん断破壊が生じ易いはりに専ら製性変形が生ずる架構の柱	2.0	1.5
塑性変形の度は高くないが、せん断破壊が生じ難い柱	1.3	1.3
せん断破壊が生じ易いため、塑性変形の度が低い柱	1.3	1.0
せん断破壊が著しく生じ易いため、耐力が急激に低下する柱	1.0	0.8
基礎の浮き上がり等により回転変形を生ずる壁	3.5	3.0
せん断破壊が著しく生じ難いため、塑性変形の度が特に高い 壁	2.5	2.0
せん断破壊が生じ易いため、塑性変形の度が低い壁	1.3	1.0
	塑性変形の度は高くないが、せん断破壊が生じ難い柱 せん断破壊が生じ易いため、塑性変形の度が低い柱 せん断破壊が著しく生じ易いため、耐力が急激に低下する柱 基礎の浮き上がり等により回転変形を生ずる塑 せん断破壊が著しく生じ難いため、塑性変形の度が特に高い 壁	せん断破壊が生じ易いはりに専ら製性変形が生ずる架構の柱 2.0 塑性変形の度は高くないが、せん断破壊が生じ難い柱 1.3 せん断破壊が生じ易いため、塑性変形の度が低い柱 1.3 せん断破壊が著しく生じ易いため、耐力が急激に低下する柱 1.0 基礎の浮き上がり等により回転変形を生ずる壁 3.5 せん断破壊が著しく生じ難いため、塑性変形の度が特に高い 2.5

3. 三重県地震対策推進条例(平成16年3月23日公布)(抜粋)

(防災上重要な建築物等の安全性の確保)

- 第11条 県は、その管理する次に掲げる建築物及びこれらに附帯する設備の地震に対する安全性の確保のために必要な改修その他の整備に努めなければならない。
 - 一 庁舎、警察署、病院、避難所その他の応急対策の実施上重要な建築物
 - 二 学校、体育館、文化会館その他の多数の者が利用する建築物
- 2 知事は、地震に対する安全性の確保のために必要があると認めるときは、市町村、国その他の防災 関係機関等に対し、次に掲げる建築物及びこれらに附帯する設備の改修その他の整備を行うよう求め るものとする。
 - 一 庁舎、消防署、病院、診療所、避難所その他の応急対策の実施上重要な建築物
 - 二 学校、体育館、図書館、集会場その他の多数の者が利用する建築物

(既存建築物等の安全性の確保)

- 第12条 既存建築物(昭和56年5月31日以前に建築された建築物又は同日において新築、改築若しくは増築の工事中であった建築物をいう。)その他の地震に対する安全性を欠いている可能性がある建築物(以下この条において「既存建築物等」という。)の所有者は、地震による当該既存建築物等の倒壊等を防止するために必要な耐震診断(地震に対する安全性を評価することをいう。次項において同じ。)及び耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替えをいう。次項において同じ。)を行うよう努めなければならない。
- 2 県は、市町村及び国と連携して、既存建築物等の耐震診断及び耐震改修の実施状況を調査するとと もに、その必要性についての啓発を行わなければならない。

(危険物取扱施設等の安全性の確保)

第16条 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条に規定する高圧ガス、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条に規定する火薬類、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項に規定する毒物、同条第2項に規定する劇物その他これらに類する危険物若しくは有害物質で地震災害が発生した場合に人の生命、身体若しくは財産を害するおそれのあるもの(第34条において「危険物等」という。)を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の管理者等は、当該施設及び設備の地震に対する安全性を確保しな

ければならない。

(落下危険物等の安全性の確保)

- 第13条 建築物の所有者並びに広告塔、装飾塔、広告板その他建築物の屋外に取り付ける物(以下この項において「広告塔等」という。)の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、落下危険物(当該建築物のタイル等の外装、窓ガラスその他これらに類する物又は広告塔等で、落下により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第8号に規定する車両をいう。以下同じ。)等の通行を妨げるおそれのあるものをいう。第5項において同じ。)の地震に対する安全性の確保のために必要な点検を行うとともに、必要に応じ、改修その他の整備を行うよう努めなければならない。
- 2 コンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造の門又は塀で、倒壊等により人の生命、 身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのあるもの(以下この条において「ブロック塀等」という。)の所有者等は、当該ブロック塀等の地震に対する安全性の確保のために必要な 点検を行うとともに、必要に応じ、改修その他の整備を行うよう努めなければならない。
- 3 転倒により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのある自動販売機(屋内及び屋上に設置するものを除く。以下この条において単に「自動販売機」という。)を設置しようとする者は、当該自動販売機の地震に対する安全性を確保するため、規則で定める基準により設置するよう努めなければならない。
- 4 既設の自動販売機の所有者等は、当該自動販売機の地震に対する安全性を確保するため、据付けの 方法を改善する等必要な措置を実施するよう努めなければならない。
- 5 県は、市町村及び関係団体と連携して、落下危険物、ブロック塀等及び自動販売機の実態を調査するとともに、地震に対する安全性の確保についての啓発を行わなければならない。

(緊急輸送道路の指定等)

- 第32条 県は、幹線道路等のうち災害が発生した場合において緊急輸送を確保するために特に重要な 道路(以下この条において「緊急輸送道路」という。)を指定し、その路線名及び区間を県民のみな さんに周知させなければならない。
- 2 県は、その管理する緊急輸送道路の整備に努めなければならない。
- 3 知事は、緊急輸送を確保するために必要があると認めるときは、他の道路管理者に対し、その管理 する緊急輸送道路の整備を行うよう求めるものとする。

4. 建築基準法(昭和25年法律第201号)(抜粋)

(保安上危険な建築物等に対する措置)

- 第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第 二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限 る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物 又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移 転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを 命ずることができる。
- 4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

5. 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)(抜粋)

(勧告の対象となる建築物)

- 第十四条の二 法第十条第一項 の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物 (法第六条第一項第一号 に掲げる建築物を除く。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- 一 階数が五以上である建築物
- 二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物